

地域生活定着支援センターにおける多機関連携による被疑者等支援業務等の促進に向けた、ICTを活用した支援の効率化と地域の特色を活かした創出・強化に関する調査研究事業

被疑者等 支援業務の

すゝめ！

はじめに

令和3年度より、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な人に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う「被疑者等支援業務」が開始されました。

これまで、地域生活定着支援センター（以下「センター」といいます。）は、保護観察所と協働し、コーディネート業務・フォローアップ業務・相談支援業務・関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等を柱に支援を行ってきました。これに上記被疑者等支援業務が加わったことで、センターに求められる役割はますます拡大しています。

被疑者等支援業務は、全国のセンターで共通に実施される本来業務となっていますが、これまで入口支援（被疑者・被告人等支援）に関わったことのないセンターもあるため、スタート時点から各センターの経験値に差があるのが実情です。また、発足したばかりの業務であることから、これから各地で様々な実践を積み重ね、出口支援（特別調整・一般調整）と同様に事業をより充実したものとしていく必要があります。

これらの背景を踏まえて、このたび、全国のセンターがより効果的・効率的な被疑者等支援業務に取り組む一助となるよう、事業の枠組みの説明にとどまらず、各地の好取組も盛り込んだマニュアルを作成しました。被疑者等支援業務は、出口支援と比較して、支援開始から対象者の社会復帰までの期間が短い場合が多く、したがって、日頃から、各関係機関と緊密に連携し、円滑に支援が行える体制を整備しておくことが重要です。

各センターがこれまでに培ってきたノウハウ、被疑者等支援業務に対する関係機関の認識や利用可能な社会資源は地域によって違いがあり、他地域の取組みをそのまま取り入れるのは困難な場合もあることは想定されます。

もっとも、始まったばかりの被疑者等支援業務はセンターの取組み次第でより充実したものとしていける可能性があり、各センターが積極的な取組みを行っていくにあたり、他地域の取組みは大いに参考になるものと思います。

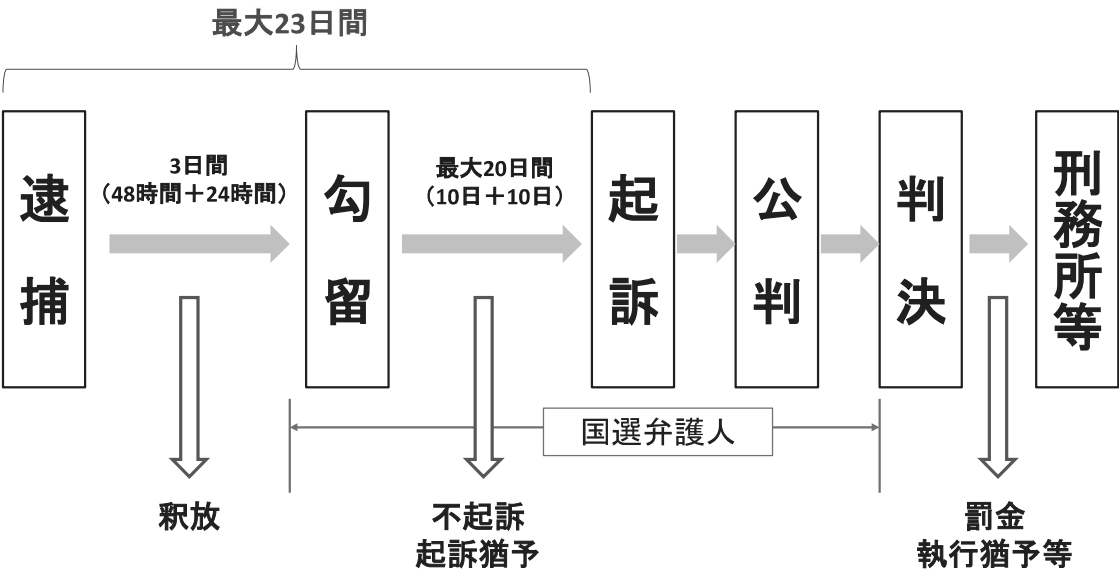
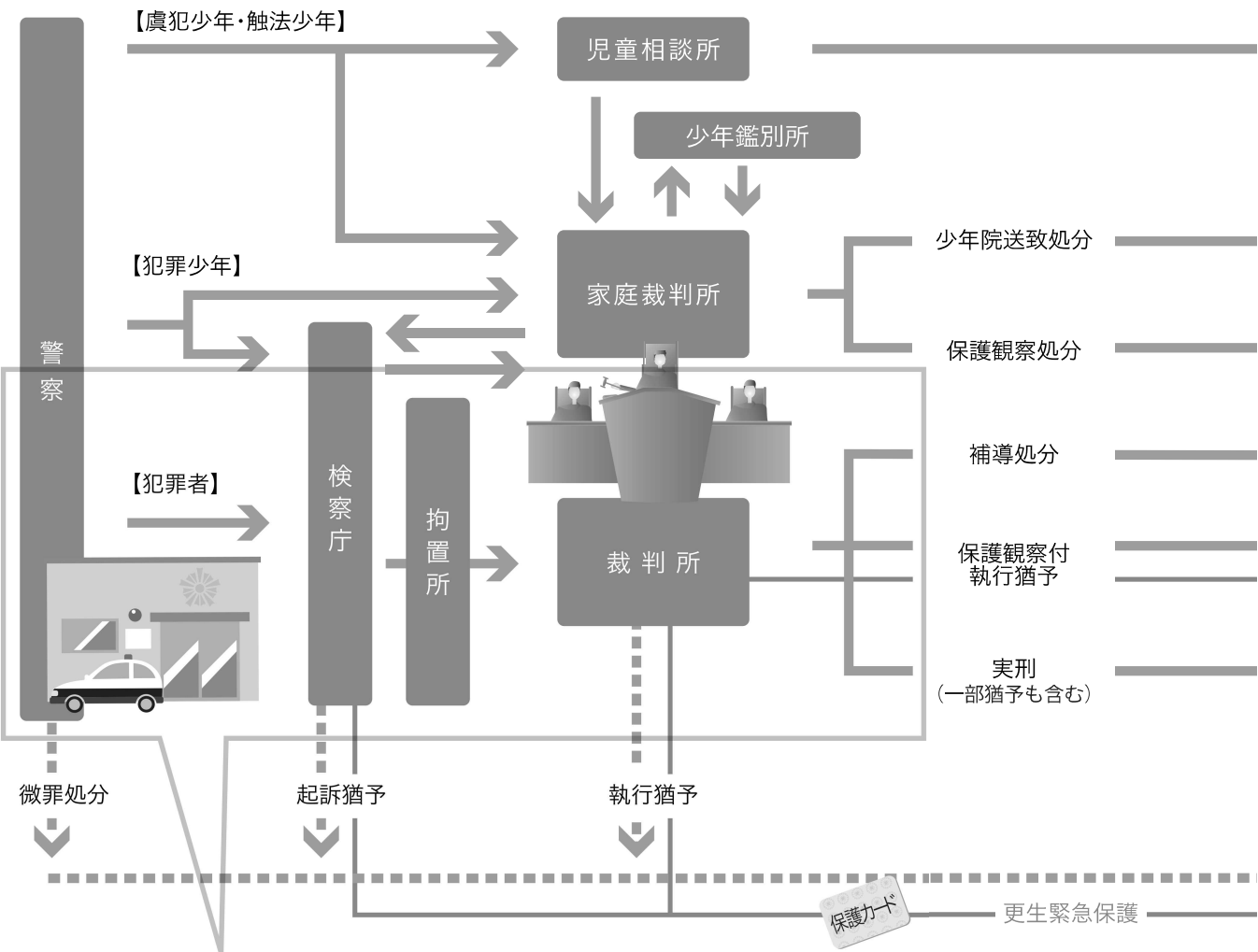
本マニュアルが、自立生活が困難な罪に問われた方の社会復帰支援という目的に向けて、センター職員だけでなく、各地域の関係機関においても広く活用され、地域の総合力を活かした事業実施に資するものとなれば幸いです。



被疑者・被告人等支援中央検討委員会
委員長 櫻井 義也（愛知さくら法律事務所 弁護士）

◆被疑者・被告人等支援中央検討委員会

- 委員長 櫻井義也（愛知さくら法律事務所 弁護士）
- 委員 高杉金之助（青森県地域生活定着支援センター 所長）
酒寄学（茨城県地域生活定着支援センター 所長）
安田博之（石川県地域生活定着支援センター 所長）
森喜久男（兵庫県地域生活定着支援センター 所長）
熊谷聖（山口県地域生活定着支援センター 所長）
豊留満代（鹿児島県地域生活定着支援センター 所長）



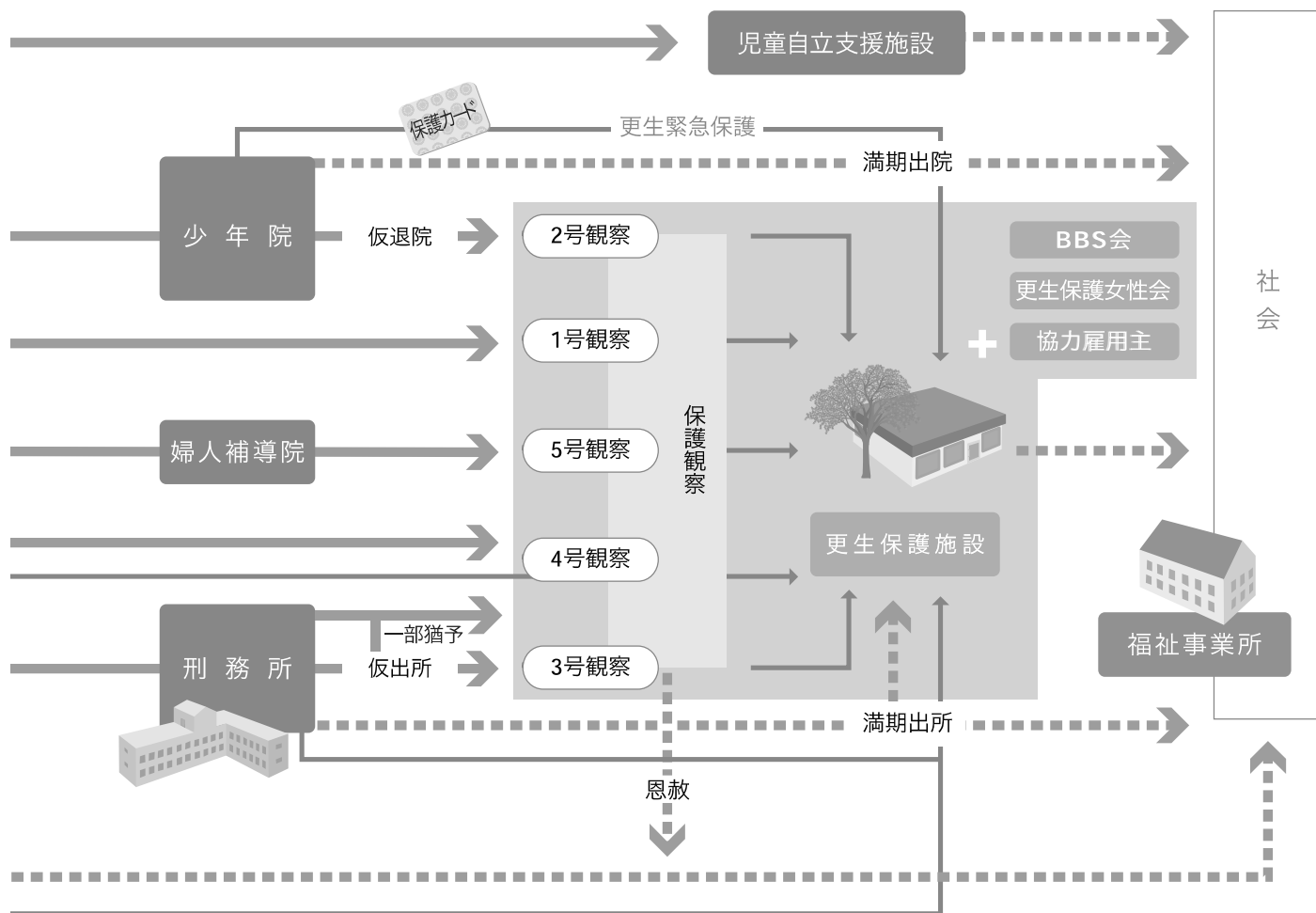
地域生活定着支援センターの概要、支援状況について（厚生労働省 HP より）

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする
矯正施設退所者等の地域生活定着支援
（地域生活定着促進事業）



地域生活定着支援センターの支援状況
（令和3年度中に支援した者）





更生緊急保護とは？

更生緊急保護は、満期出所者等に対して、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を与え、又は更生保護施設に委託するなどの緊急の措置を講ずるものです。刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後6か月を超えない範囲内において行われますが、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認めるときは、更に6か月を超えない範囲内において行うことができることとされています。

国がこのような特別な保護を講じているのは、満期出所者等の中には、拘束を解かれて自由の身になっても、職業を得ることが困難であったり、親族からの援助が得られないか、又は生活保護法等に基づく一般の社会福祉からの保護を直ちに受けられない等の事情により、当座の衣食住にも窮して再び犯罪に陥る者が少なくないからです。

保護カードとは？

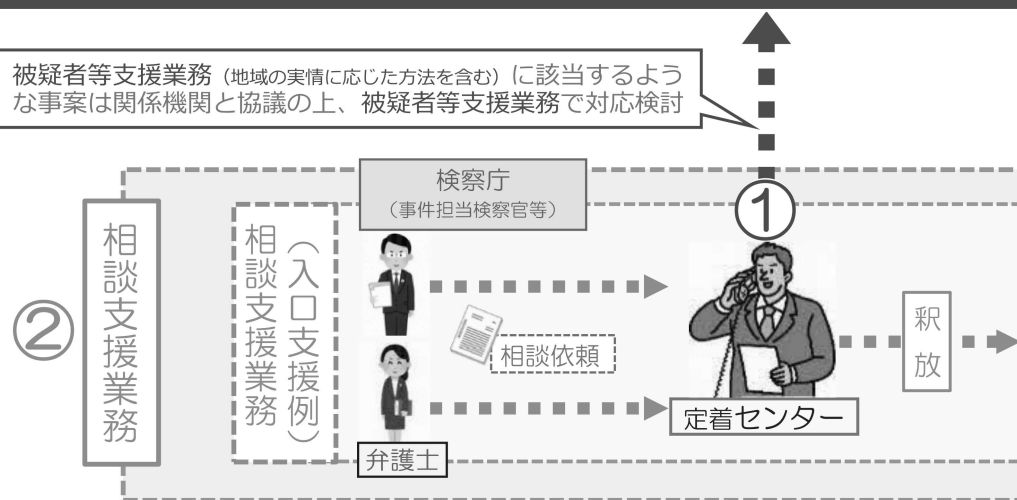
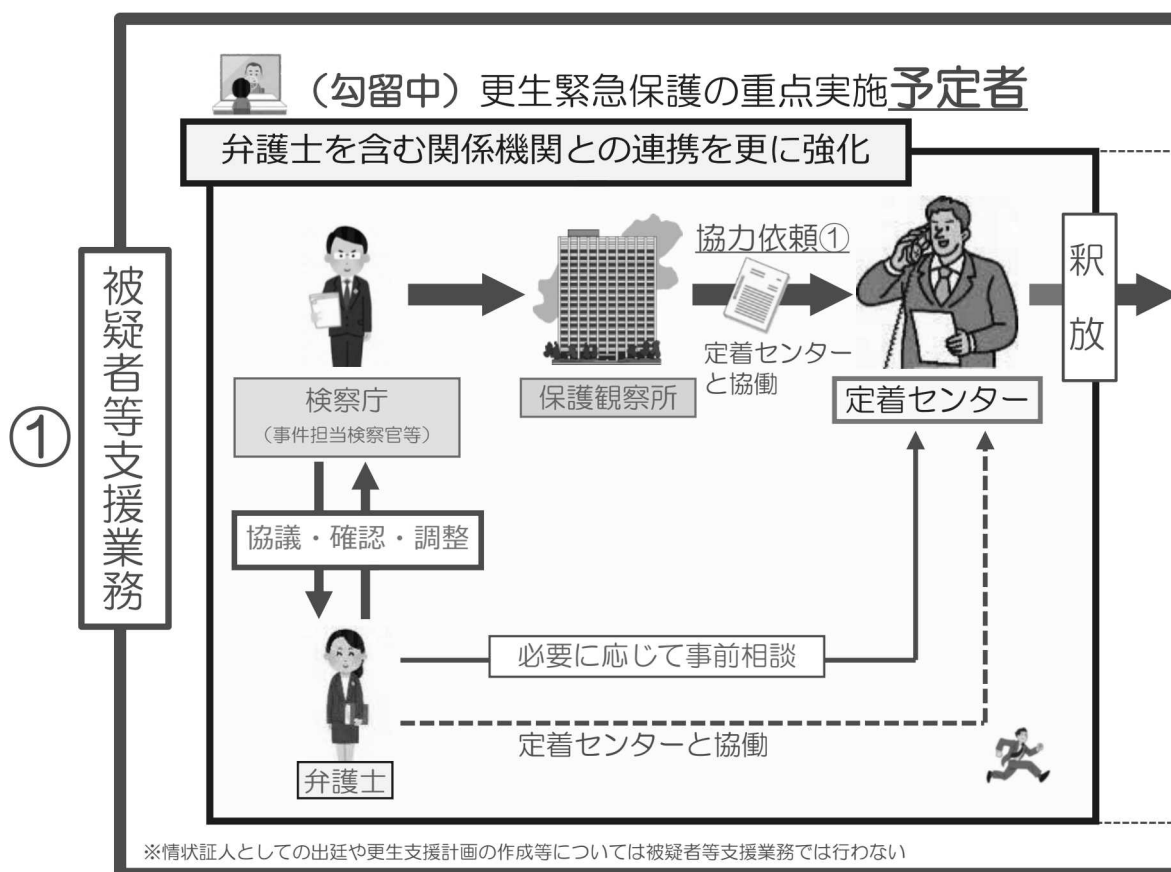
「更生緊急保護」の必要が認められるとき又は満期出所者等が希望するときには、刑事施設の長等から「保護カード」が交付されます。カードには、氏名等のほか、更生緊急保護の必要性に関する意見、参考事項等が記載されています。

保護観察所の長は、カードの交付を受けた者がこのカードを提示して更生緊急保護を申し出たときは、事情を調査して更生緊急保護の措置を選定します。

保護観察について

保護観察は、犯罪をした者又は非行のある少年に通常の社会生活を営むなかで就職や定住を支援し、自立更生を促す制度です。国家公務員の保護観察官と法務大臣から委嘱を受けた地域ボランティアの保護司が連携し、面接等の方法により、遵守事項を守るよう指導監督を行うとともに、必要な補導援護を行います。保護観察に付された者は「一般遵守事項」及び「特別遵守事項」によって、住居の移動等に一定の制限が加えられます。

(以上、令和元年度 厚生労働省 社会福祉推進事業 地域生活定着支援センターガイドブックより)



関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」から抜粋

センターの長は、平素から、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するとともに、研修や協議会等を開催し、犯罪の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に努めるものとする。



更生緊急保護の重点実施とは？（令和４年３月３０日付「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」より抜粋、一部修正・加筆）

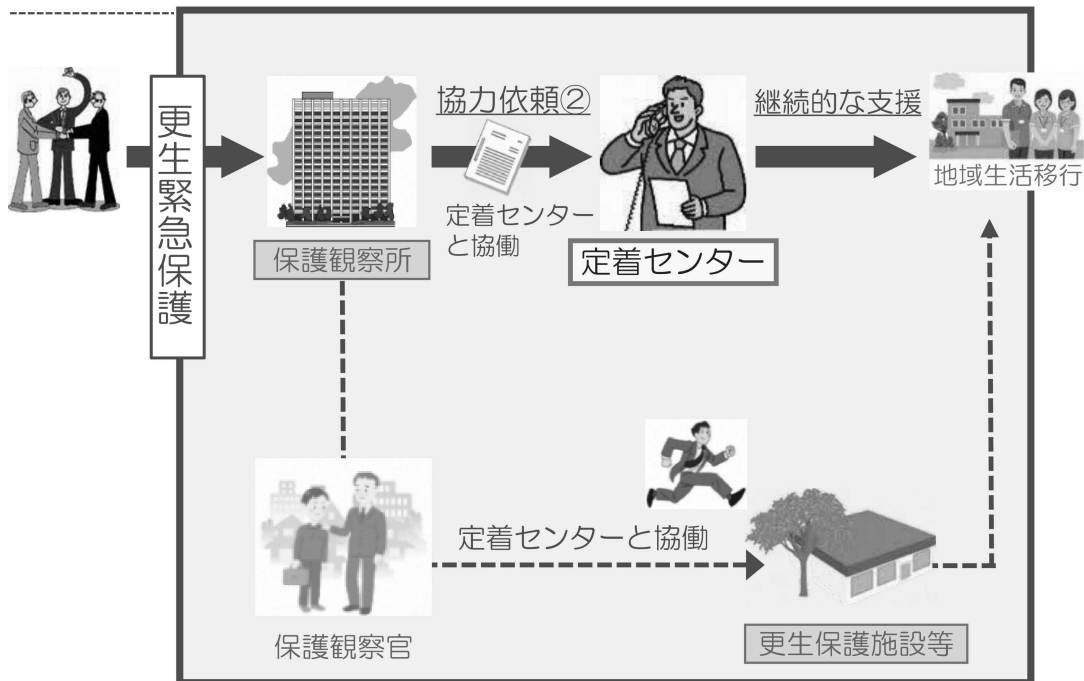
更生緊急保護の重点実施とは？

保護観察所が、検察庁等と連携しあらかじめ被疑者等に対して、調査・調整を行った上で、重点的な社会復帰支援が必要な更生緊急保護対象者について、宿泊場所の供与等の更生保護施設等への委託や、福祉サービスの調整、就労支援等を実施するとともに、必要に応じて継続的な生活指導を行うものをいいます。

更生緊急保護の重点実施の対象は、手続の段階に応じて「重点実施予定者」と「重点実施対象者」に分かれます。



(釈放後) 更生緊急保護の重点実施対象者



相談支援業務

「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」から抜粋



地域生活移行

センターの長は、高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行うものとする。

重点実施予定者とは？（勾留中）

高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害を有する被疑者等であって、保護観察所の長により更生緊急保護の重点実施の対象とすることの必要性及び相当性があると判断され、選定された者をいいます。

対象の決定には、ご本人が支援を希望した場合に同意のもと行われます。

重点実施対象者とは？（釈放後）

重点実施予定者のうち、保護観察所とセンターが連携して、福祉サービス調整等のための支援を行うことが適当であると認められ、かつ保護観察所とセンターが連携した支援を受けることを希望し、必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に個人情報を提供することに同意し、更生緊急保護の申出をした者をいいます。

全国の定着支援センターが実施している『好取組』の
エキスを集約した3つの「ポイント」

face-to-face

- ・ まずは飛び込んで、交わろう！
- ・ 悩みを共有し、一緒に考えよう！
- ・ 自分たちの周りにある資源（機関）を知ろう！

link-up

- ・ 抱え込まず、力を借りよう！（チームを作ろう）
- ・ 他の良い取組を知り、マネしよう！（教えてもらおう）
- ・ 応援団を増やしていこう！（信頼を築こう）

trial and error

- ・ まずは、やってみよう！
- ・ 失敗したら検証しよう！
- ・ 分からないことは、確認しよう！
- ・ 前例のないことも、相談し続けよう！
- ・ 新しい技術を取り入れて、やり方の工夫を続けよう！

① ネットワークの構築はどうしたらいいの？ P.8 – P.18

- ・ といった機関に会議に参加してもらっているのか？
- ・ どのような協議をしているのか？
- ・ その効果や課題は？
- ・ どのように協力体制を作っているのか？
- ・ 協力を頂く為の広報・啓発活動は？

② 対象者を地域が受け入れてくれるためには？ P.19 – P.21

- ・ 他機関との連携による自立準備ホームの拡大
- ・ 多様な自立準備ホームの確保
- ・ 既存の社会資源の活用（自立支援協議会）

③ 各都道府県の様々な実践（支援方法の工夫） P.22 – P.30

- ・ 各地域生活定着支援センターの実践（まずやってみた結果）
- ・ 服薬、医療等の取組
- ・ 移動時間の削減に伴う業務効率化（テレビ会議システムの活用）

④ 行政機関との連携事例（官民協働の取組） P.31 – P.35

- ・ 再犯防止推進計画に関する取組
- ・ 他の制度活用を行政と一緒にいった取組

⑤ ICT を活用した業務効率化 P.36 – P.37

- ・ ライトプラスについて
- ・ オンライン会議システムの活用
- ・ クラウドの活用によるメリット

1. 多様なネットワークづくり

① 会議の形態

福井県地域生活定着支援センターの取組

多様な参加機関

【参加機関】

- ・弁護士会、地方検察庁、保護観察所、刑務所、更生保護施設、県主管課

刑務所や更生保護施設が参画する意義

◆刑務所

- ・被疑者、被告人段階において実刑判決が見込まれる対象者に対しても、入口段階で関りをもつことで、出口支援に移行した際に関係性が構築しやすいと考える。実刑判決となった後に刑務所の福祉専門官に情報提供を行うことで、その後の支援につながるという流れができるため、被疑者等支援業務の全体像について把握してもらえると良いと考えた。

◆更生保護施設

- ・被疑者等支援業務において、釈放後の住まいに困る方の場合、更生保護施設の利用が見込まれる。出口支援では一定程度の情報が更生保護施設に伝わるが、被疑者等支援業務においては地方検察庁や、保護観察所、弁護士から得られる情報は限られている。そのため受入にあたって必要となる情報などについて協議できる場があるといいと考えた。

どのような協議を行ったのか？

- ・関係機関（地方検察庁、保護観察所、弁護士会）における支援体制の流れ
- ・弁護士会との連携について（福井独自の情報提供用紙の作成など：参考資料①参照）
- ・本人が福祉支援を希望されなかった場合について

課題やその効果は？

- ・地方検察庁からは情報提供メモが送られてくるが、弁護士会からは所定の情報提供用紙がなかった。協議会後の弁護士会との打ち合わせにおいて、情報提供用紙を作成し、11月から運用が開始されている。既に数件、この運用に沿った形で支援につながっている。
- ・障害や医療の情報が少ない。弁護人、地方検察庁においてはどちらかが聞き取りをしていることがあると伺った。定着支援センターが双方にアプローチし、支援に必要な情報が把握していけるよう、連携体制を構築していく。

大阪府地域生活定着支援センターの取組

多様な参加機関

【参加機関】

- ・弁護士会、地方検察庁、保護観察所、大阪府（地域福祉課（府主管）、障害関係部署、高齢関係部署）、大阪矯正管区、拘置所

府の地域福祉課（府主管）、障害福祉部署、高齢関係部署を参画してもらった意図とは？

- ・実施頻度は、月1回（意見交換）

- ・これは大阪府の地域福祉課の意図であるが、地域福祉課は障害者や高齢者の施策を直接考えるセクションではないことや、地域の基幹センター（例えば、地域包括支援センターや障害者基幹相談センター）などとのつながりが薄く、当事業をより活発化させるためには、担当部署に参画してもらうことが適当だろうとの判断だった。

矯正管区、拘置所も参加してもらった意図とは？

- ・対象者が被告人段階の人が多く、面談場所が拘置所が多い。そのため、面談環境、釈放時の連携、医療の情報、釈放時の処方、障害福祉サービスの申請など、拘置所と協議する項目が多いため、拘置所はもちろんのこと、上部組織である矯正管区にも働きかけ、参加してもらうに至った。

どのようなことを協議しているのか？

- ・ケースの進捗管理や新規ケースの共有、支援中の課題や問題点、改善点などを協議してきた。R4年11月にはこれまでのふりかえり会議を開催し、漫然と会議を継続するのではなく、状況に応じて、参加者や回数も見直すことにしている。

課題やその効果とは？

- ・課題や問題について、協議したその場で即決できないことの方が多いが、比較的課題解決がスムーズであったと思う。個々の参加者がそれぞれの組織で解決や改善に向けたルートを確保してくれており、宿題として持ち帰った議題が次会議では何らかの回答があるなど、議論を積み上げていくことができた。

上記機関と一堂に会して協議しているのか？

- ・前半30分はコアメンバー（定着、大阪府、保護観察所、検察、弁護士会）でケース共有を行い、後半1時間で拘置所と矯正管区が参加し、スキームについて話し合っている。

北海道札幌地域生活定着支援センターの取組

地域別のネットワーク協議会

【参加機関】

- ・実施する地域により参集範囲は変わるが、弁護士会・保護観察所・地方検察庁・相談支援事業所・地域包括支援センター・更生保護施設等

地域別でネットワーク会議を実施する意味

- ・北海道には地方検察庁、保護観察所が4カ所あり、札幌センターはそのうち3カ所を管轄しているため広域である。
- ・会議、協議会という名称は使わず意見交換会・懇談会という名称で、まずは参加者の敷居を下げていく所からスタート。
- ・法務省関係機関に対して被疑者等支援業務の相談依頼件数が少ない状況を踏まえ、道内各地域の保護観察所・地方検察庁（支部単位も含め）に事業の説明と理解の促進を図っている。
- ・北海道は広域であり、被疑者等支援業務を行うためには各地域の福祉関係機関ともつながりが持てなければ対応しきれない。定着の取り組みの理解と協働を促進していけるよう進めていくことは必要。
- ・弁護士会の気づきを活かすという面では各地域の弁護士会にも、定着の存在と取り組み、制度の理解を促していく必要があると認識し取り組んでいる。
- ・上記の考えのもと、各地域の福祉と司法をつなぎ、地域の中で必要なときに速やかに連携を図れることを意識した懇談を可能な限りすすめている。各地域での意見交換会、懇談会等の進め方は、地域の既存のネットワークを活用させてもらったり（自立支援協議会や包括との連携、救護施設や更生保護施設等のネットワーク団体との協議など）、参集可能な関係機関からスタートするなど各地域毎ばらつきがあるが、臨機応変にスタートしている。

地域別でネットワーク会議の参加機関について

- ・札幌：保護観察所、地方検察庁、弁護士会、定着の四者で定例の意見交換会を実施。その他の機関については、社会資源が多いため、関係する職能団体毎に保護観察所を交えて数回実施している。
- ・旭川：弁護士会、地方検察庁、保護観察所、相談支援事業所、市役所、包括支援センター、更生保護施設
- ・函館：弁護士会、地方検察庁、保護観察所、社会福祉士会、救護施設、更生保護施設、相談支援事業所、包括支援センター、市役所、社会福祉士会
- ・その他、3地域で実施 ※その時々で参加機関の違いあり。

包括支援センターや相談支援事業所、更生保護施設が参画する意義

- ・各地域で福祉的支援を実施するにあたって起点として協力してもらえるよう包括支援センター・相談支援事業所に参加を依頼している。また、これまでなかなか受入が進んでいなかった一時的な帰宅先としての更生保護施設との連携を図ることで、スムーズに継続的な支援につなげていけるよう、適時ネットワークの為の意見交換会に参加してもらっている。

どのような協議を行っているか？

- ・各関係機関の取り組み状況の説明や事前にアンケートを取るなどして各地域の課題について意見交換、実際に地域で連携するとしたらどのような役割分担が可能か事例を交えるなどして意見交換している。

課題やその効果は？

- ・課題としては、道内の移動距離が長いため、非常に時間を要す。
- ・効果としては、顔の見える関係づくりができることで相互に相談が増え、ケースを支援する際に連携が図りやすくなっている。

福岡県地域生活定着支援センターの取組

支援の検証

【参加機関】

- ・弁護士会、地方検察庁、保護観察所、社会福祉士会、少年鑑別所、県主管課、福岡定着

ケース会議でどのようなことを議論しているのか？

- ・定期的に開催しており、当センターが支援したケースについて報告するとともに、その成果や課題について検証し、参加団体から助言等ももらっている。そのうえで、円滑な支援スキームの運用や関係機関との連携に向けて議論を行っている。

意見交換会とケース会議は違うのか？

- ・意見交換会とケース会議について厳密な区別を行っているわけではないが、ケース会議は、個別ケースについて共有し、支援のあり方等について検証を行う側面を有している。一方、意見交換会は、全体的な運用における課題等について意見を出し合い、現在の運用状況について共通認識、理解を図る側面を有している。当該ケース会議は両者の側面を有した会議として位置付け実施している。

少年鑑別所に参加してもらった意図とは

- ・法務省「地域再犯防止推進モデル事業」で、少年鑑別所（法務少年支援センター）と連携を開始。
- ・特に法務少年支援センターが行う地域援助業務において、対象者の知能検査・職業適性検査等の実施や関係会議への参加を通して、専門的見地から助言等をもたらしている。対象者の特性を見立ててもらうことで支援の方向性を検討する重要な検討材料となっている。

課題やその効果とは？

- ・当該ケース会議は情報共有や意見交換の場として機能しているが、支援スキーム自体を変更したり修正できるような機能を持っておらず、別途関係機関との調整が必要となる点が課題として挙げられる。効果としては、顔の見える関係が構築できることで、個別ケースの場面において円滑な運用が図られている。

和歌山県地域生活定着支援センターの取組

検証と新たなスキームの作成

【参加機関】

- ・保護観察所、地方検察庁、個人弁護士、県障害福祉課、拘置所、定着支援センター

どのような協議を行ったのか？

- ・協議会は昨年度1回、今年度は2回開催された。毎回、当センターから被疑者等支援業務でのケース報告を行い、その調整において困難だったことを課題としてあげ、改善に向けて参加関係機関と意見交換している。
- ・依頼ケースが少ない点については毎回議題として挙げ、どのようなスキーム、働きかけがあれば該当する対象者を漏れずに挙げられるのか話し合っている。

新たなスキームとは？

- ・当センターでは、これまで弁護士からの支援依頼が殆どだった為、弁護士から依頼があった後、当センターから弁護士に被疑者等支援業務の説明を行い、弁護士から担当検事に伝えて頂きつつ、当センターからも地方検察庁に連絡し、地方検察庁から保護観察所、保護観察所から当センターに確認の連絡が来るという流れになっていた。現在もその流れはあるが、なるべくシンプルにすべく、弁護士会で様式等を準備して頂き、担当弁護士から地方検察庁と保護観察所に連絡頂けないかと協議会で提案している。

課題やその効果は？

- ・従来は地方検察庁からの相談依頼は比較的少なかったが令和3年度から定期的（年2～3回程度）にネットワーク会議を実施し、ケース報告・新たなスキームの検討・実施する上での課題点等を検討することによって少しずつではあるが基本的な質問や相談依頼等の問い合わせがくるようになってきている。
- ・昨年は基本スキームである地方検察庁→保護観察所→定着の流れでの依頼は無く、刑事政策推進室に伝え、地方検察庁内で周知頂くようお願いしてきた。その効果が今年は11月までで2件、この流れでの支援依頼があった。弁護士においては、当センターとの連携支援の中で初めて被疑者等支援業務を知ったと言われることが多く、まだまだ認知されていない印象である。弁護士会と共に開催している研修会で広報してきたが、来年度も引き続き行っていく。ただ研修の参加弁護士は固定化しており、弁護士会からの周知をお願いしている。
- ・検事、弁護士共に、障害や高齢により支援が必要という認識をどこまで持たれているか、その特性の理解については個人により幅がある。まず最初に、福祉支援の専門性を持った職員がスクリーニングする必要があると感じている。

鳥取県地域生活定着支援センターの取組

地域の独自性

【参加機関】

- ・ 地方検察庁、保護観察所、弁護士会（刑事弁護センター委員長、高齢者・障害者の権利に関する委員長）、県主管課、定着支援センター

どのような協議を行ったのか？

- ・ 法人として、元々 H30 年から法務省のモデル事業として入口支援を実施していた。R2 年度～定着支援センターを受託。地方検察庁、弁護士、地域支援者などからの直接相談のもと入口支援を実施していた。
- ・ R3 年度から被疑者等支援業務が開始となり、入口支援を実施しているが、保護観察所からの依頼ではないため、被疑者等支援業務に計上できないことが課題だった。同様に、地方検察庁、保護観察所の担当者も被疑者等支援業務に向けてどのように動くべきか悩まれていた。そこで、「被疑者等支援業務勉強会」を R3 年 9 月に実施するに至った。参加機関は鳥取地方検察庁、鳥取保護観察所、鳥取県、鳥取定着だった。そこで重点実施予定者がいる場合、地方検察庁、保護観察所、定着が参加する三者協議（「以下、「鳥取式三者協議」という）』を実施し、重点実施に選定し、被疑者等支援業務に選定すべきか検討することとなった。
- ・ なお、R 4 年 12 月に再度同様の勉強会を開催したが、鳥取県弁護士会より刑事弁護センター委員長、高齢者・障害者の権利に関する委員長にも参加いただいた。

刑事弁護委員長＋高齢者・障害者支援委員長に参加してもらった意図は？

- ・ 入口支援（被疑者等支援業務＋相談支援業務）の依頼件数は H30 年から現在まで、弁護士からの依頼が一番多い。このことから、R 3 年 9 月から実施する鳥取式三者協議にも弁護士の方に入っていただくことが必要であると考えた。実際に、鳥取式三者協議を開催した 9 件のうち 2 件は国選弁護人に参加いただいた。
- ・ 各弁護士に参加を呼び掛けると、参加者が膨大になり話しのとりまとめが難しいことから、弁護士であるセンター長に相談し、センターの業務内容にリンクする、①刑事弁護センター（委員会）、②高齢者・障害者の権利に関する委員会の各委員長に声を掛けることとした。事前に地方検察庁、保護観察所に承諾を得て、各委員長へ連絡し、勉強会に参加していただくに至った。

スキームとは？

（参考資料②参照）

- ①重点実施予定者がいる場合、地方検察庁が依頼書（重点実施予定者の簡単な情報提供書）を作成し、保護観察所へ連絡。地方検察庁から各機関へ依頼書を配布。
- ②保護観察所が鳥取式三者協議の日程調整。※日程調整が叶わなければ選定面接へ。担当者を 2 人決め、なるべく日程が合うよう工夫している。
- ③鳥取式三者協議は事件ごとに開催。重点実施＋福祉的支援が必要である場合に、選定面接の日時を決め、被疑者等支援業務として支援を開始する。
- ④弁護士から相談があった対象者の中で更生緊急保護が必要と判断される場合は、弁護士の了承のもと、地方検察庁に相談し、必要があれば鳥取式三者協議を開催し、被疑者等支援業務にのせる。
※弁護士会へのアプローチについては「被疑者等支援業務説明会」を県内弁護士を対象に実施し、また場合によっては三者協議に弁護士にも参加いただきたい旨を説明した。

実績 ※ R3.9 ～ R4.11

- ・ 被疑者等支援業務 依頼件数：10 件
- ・ 鳥取式三者協議：9 件（釈放後に被疑者等支援業務になった 1 件のみ開催なし）

課題やその効果は？

- ・課題としては、弁護士との連携強化が課題で、鳥取式三者協議を弁護士の参加した「四者協議」に変更していきたい。
(※ R4 年 12 月の勉強会にて参加者で相談し、弁護士だけでなく関係者に広く参加してもらえるように「社会復帰調整会議」にネーミング変更となった。)
- ・効果としては、それまで各機関バラバラだった対応が、相互で連携できるようになった。

青森県地域生活定着支援センターの取組

地域の独自性

その狙いは？

- ・相談支援業務の枠組みで実施している業務内容を細分化して県へ実績報告することで、県に対して相談支援業務の枠組みで実施している被疑者等の支援実態についての理解を促す。

どのような取り決めを行ったのか？

- ・地方検察庁、保護観察所、県主管課、定着支援センター等との会議において、「地方検察庁が定着支援センターに依頼する被疑者等の支援は、被疑者等支援業務の支援内容と同等である」旨、地方検察庁から説明があった。その結果、「青森県では、定着支援センターが地方検察庁からの依頼で実施している被疑者等の支援については、被疑者等支援業務と同等の実績として取り扱う」旨、県主管課から理解が得られた。

※国への実績報告の際には、制度の実態に即して報告を行っているが、県への実績報告の際に上記を適用している。

その効果は？

- ・これまでは、「相談支援業務」として報告していた「相談支援業務の枠組みで行う出所者支援」、「相談支援業務の枠組みで行う被疑者等の支援（地方検察庁からの直接依頼）」を細分化して県へ実績報告することで、相談支援業務の業務実態を「見える化」した。

②国・都道府県等との連携

石川県地域生活定着支援センターの取組

地域の独自性

取り組み内容

- ・地域生活定着促進事業協議会の際、関係機関及び団体等（17 機関等）に対して、国の担当者から被疑者等支援業務の業務説明を頂くとともに、地方検察庁、保護観察所、定着での取り組み状況の説明を行った。

参加機関

- ・厚生労働省、県主管課、保護観察所、地方検察庁、少年鑑別所、弁護士会、各市町（福祉関係）、障害者基幹相談支援センター、更生保護施設、自立準備ホーム、大学教授、居住支援法人、矯正管区、定着支援センター（17 機関等、総勢 32 名参加）。

どのような協議を行ったのか？

- ・令和3年度から開始された、「被疑者等支援業務（入口支援）」に焦点を置き、多機関・多職種連携を図るため、県と協議のうえ、「県地域定着促進事業連絡会議」としてハイブリッド形式で実施した。保護観察所、地方検察庁、定着から現況報告に続き、厚生労働省から説明をいただいたのち、参加者全員で意見交換会を実施した。

課題やその効果は？

- ・その中で、福祉のネットワークは、具体的な事例によって多機関・多職種との連携につながることを確認し、今後の地域ネットワークの構築に向けた取り組みについて理解を得た。また、各機関等においての問題や課題について情報共有することができ、それぞれにできることできないことを連携することにより補完する必要性を認識できた。本会議において、居住場所に係る社会資源の確保への広がり期待できる。

長崎県地域生活定着支援センターの取組

国からの制度説明・協議

その狙いは？

- ・被疑者等支援業務に係るネットワーク会議で厚生労働省から直接、制度の説明を頂くことで、地方検察庁、保護観察所、弁護士会にある認識の齟齬を是正したかった。また、2回目のネットワーク会議では、全国の好取組を共有頂くことで、制度的な枠のふり幅を確認し、自県での取組に関するヒントを頂いた。

どのような調整を行ったのか？

- ・厚生労働省へ参加の可否について、事前に打診。その後、地方検察庁、保護観察所、弁護士会に厚生労働省がオンラインで参加することの承認を頂き実現した。

参加してもらった効果は？

- ・被疑者等支援業務の制度を、参加機関が正しく理解できた。また、検討する内容に関しても適宜、助言を頂け、弁護士との連携について実施していく方向で参加機関からの同意が得られた。

山梨県地域生活定着支援センターの取組

地域の協力体制の把握

実態調査とは？

- ・定着支援センターから直接。或いは、県の定着担当等を通じて、県内行政、司法、医療機関、福祉事業所、矯正施設等の関係者に実際の課題や想定、支援要望等を聴取し、これまでの被疑者等支援の実績、今後の協力体制について、地域の支援体制の把握の一環として調査を実施した。

どのような目的で協力体制や、支援体制の把握を行ったのか？

- ・通常の支援での連携や要望聴取を目的に『恒常的』に行っている。
- ・県内全ての行政組織を案件の有無に関わらず直接訪問を行い、今年度は年度当初に再犯防止推進計画の相談・指導に市町村訪問を行った。その際、触法に関わらず、誰もが制度の狭間で置きざれることが無いよう相談をしている。また、各援護の

実施主体の調整の際、違和感や疎外感の要因を的確に把握し、支援の実績や関心を平均点に底上げし、連携の促進を目指している。

どのような協議を行ったのか？

- ・支援が止まる時、不安を感じる時、何ができて、何ができないのか、またその事由が知見や経験がないだけなのか、単に疎外的事由で当人を受け入れたくないだけの所感のようなものなのか、的確に見極め、以後の支援に繋がるように事実関係の整理や考えられる支援手法の提案などを行うところから始める。
- ・実際に前者の場合には、案件を重ねることで、理解度を培い、連携の枠組みが見えてくることが多い。後者の場合には、制度趣旨や主体となりうる根拠は何かの段階を一度挟んでから協議を進めている。

具体的に県との連携や役割分担はどのように実施したのか？

- ・基本的にはセンター主導で訪問や調査を実施し、県には事例の蓄積と事前・事後の自治体への周知やアナウンスをお願いしている。
- ・その他には、研修会や協議会、学習会、各ケース会議（困難事例等、特に今後参考となるもの）などに参加や陪席、コメント等をお願いしている。
- ・その他案件や所管業務全般の情報共有の場としても、月に一度定例で情報交換の場を設けている。

課題やその効果は？

- ・センターそのものの活動が広く周知・理解された。結果として実際の支援の現場や窓口に立つ支援者のネットワークづくりが促進され、その後のケースに繋がる支援体制の構築や気づきの時点で感じた不安や課題を前もって相談してくれる体制ができてきた。課題は市町の温度差である。

茨城県地域生活定着支援センターの取組

都道府県主管課と保護観察所と連携した、研修会による周知

取り組み内容

- ・自立準備ホームの拡大にむけ保護観察所更生緊急保護担当者と事業所訪問

どのような背景で事業所訪問に至ったのか？

- ・県再犯防止推進協議会の中で、自立準備ホームの登録施設数を増やす必要性について訴え、保護観察所、県再犯防止推進計画所管課、定着にて手分けして、直接的な社会福祉法人への訪問や、県老施協養護部会等での呼び掛けを行うこととなった。

どのような機関を訪問したのか？

- ・地域バランス（県内を5圏域に分け、自立準備ホームの登録がない圏域）や法人の規模等を勘案し、訪問対象とする社会福祉法人を抽出し、定着では救護施設を運営している社会福祉法人へ保護観察所更生緊急保護担当者と訪問した。

事業所訪問で登録に至った実績は？

- ・定着で訪問した救護施設を運営している社会福祉法人からは自立準備ホームの登録は得られなかった。

課題やその効果について

- ・定着による救護施設を運営する社会福祉法人への直接訪問では自立準備ホームへの登録は得られなかったが、県再犯防止推進計画所管課と保護観察所更生緊急保護担当者により県老施協養護部会等で自立準備ホームに関する説明を行った結果、養護老人ホームや障害者支援施設を運営する2つの社会福祉法人から自立準備ホームへの登録が得られた。

鹿児島県地域生活定着支援センターの取組

高齢者施設の確保に向けて

取り組み内容

- ・高齢者向けの自立準備ホームの確保にむけ、保護観察所がチラシを作り、県主管課から介護保険施設への周知を発信。
(参考資料③参照)

どのような背景で県主管課が周知発信に至ったのか？

- ・重点実施等担当者定例会（地方検察庁、弁護士会、保護観察所、県主管課、定着支援センター）での意見交換で、高齢者の帰住先や受け入れ先が少ないという意見が挙がり、高齢者施設を確保する打開策を協議する。結果、保護観察所で自立準備ホームに関する資料を作成し、県主管課をととして高齢者施設への周知発信に至った。

どのような調整を行ったのか？

- ・定例会での話し合いの中で、課題として上がり、その発言を基に協議し、役割分担した。

事業所訪問で登録に至った実績は？

- ・高齢者施設は実績はない。障害者施設は実績あり。社会福祉法人や障害者グループホームの利用を通して、自立準備ホームを紹介し説明に伺い登録へつながった。

課題やその効果は？

- ・課題としては、周知・取り組みとしての第一段階でありその反応はまだ届いていない。今後、2段階、3段階への取り組みが必要と感じている。効果については、更生保護制度についての理解促進につながることが期待できる。

③広報啓発

福井県地域生活定着支援センターの取組

リーフレットの活用

取り組みの内容

- ・被疑者等支援業務の開始について、リーフレットを修正し、配布して周知を図っている。(参考資料④参照)
- ・目的としては、対象者をはじめ、司法や行政、福祉の関係機関にも分かりやすい内容に変更をしたかったため。

どのような機関に配布しているのか？

- ・司法関係では、矯正施設、地方検察庁、保護観察所、弁護士、更生保護施設
- ・福祉関係では、地域包括支援センター、基幹・地区障害相談支援事業所、社会福祉協議会、グループホーム、就労継続支援事業所
- ・その他、病院・クリニック、自立促進支援センター、ハローワーク、法テラス、居住支援法人 など

課題やその効果は？

- ・課題としては、入口支援に関わることが増えている弁護士に定着支援センターのことを知ってもらえるよう、リーフレットを有効活用していきたい。
- ・効果としては、被疑者等支援業務の内容のみを追加したわけではなく、馴染みやすいデザインやイラストに変更したことから、説明資料として使いやすい。また、福祉関係機関ではそもそも被疑者等支援業務という言葉が馴染みないため、口頭だけではなくリーフレットを用いて説明することでイメージをもってもらいやすい。
- ・ホームページにも業務内容を追加し、リーフレットもダウンロードできるようにした。

<福井県地域生活定着支援センターリーフレット>



大阪府地域生活定着支援センターの取組

パンフレットの活用

- ・スキーム図参照 (参考資料⑤参照)

徳島県地域生活定着支援センターの取組

パンフレット・ホームページ更新

- ・パンフレット参照 (参考資料⑥参照)

どのような目的で HP 更新を図ったのか？

- ・旧ホームページは、平成23年6月の事業開始日から開示され、掲載内容も現状に即していない箇所があった。
- ・令和4年度から開始した「高齢・障害被疑者等支援業務（入口支援）」の事業PRを図る目的からホームページを更新した。記載内容は、当センターの基本方針（経済的に困窮し、社会的に孤立している対象者を「支援の輪」で支え、再犯防止につなぐ）のメッセージを明確に打ち出すとともに、最新の6項目（業務内容、事業報告、情報提供、講師派遣事業、関連リンク、問い合わせ）を基軸として、見やすく、わかりやすい掲載内容とした。特に、出口支援、入口支援、特別調整対象者等の表現は、一般的に理解し難い部分があることから、業務フローを用いてわかりやすく表現するとともに、定着センターに求められている「地域のネットワークの構築と連携促進業務」については、令和4年度から「講師派遣事業（各種団体からの要請に基づいて各種研修会に職員を派遣）」を行い、再犯防止への啓発活動を推進することとした。（令和4年度の派遣実績は6件）（ホームページの掲載内容）

＜ トップ画面（基本方針、アクセスマップ、連絡先） ＞

- 1 業務内容（出口支援、入口支援、業務フロー、運営規程、マスコットキャラクター）
- 2 事業報告（直近２年度分）
- 3 情報提供（徳島県再犯防止推進計画、新聞報道２件、パンフレット２種類）
- 4 講師派遣事業（講師派遣実績、講師派遣申込方法）
- 5 関連リンク（関連リンク先１０箇所）
- 6 問い合わせ（連絡先等）

＜ホームページアドレス＞



更新したホームページをどのように活用しているか？

- ・ホームページは、業務内容や定着促進事業等を広く理解していただくための情報発信ツールであり、業務の問い合わせや講師派遣依頼等として積極的に活用されているほか、関係機関のリンク先検索により、厚生労働省、保護観察所、刑務所、地方検察庁及び弁護士会等のタイムリーな情報を取得することができる。

課題やその効果は？

- ・今後も最新の活動情報をＨＰに掲載し、定着センター業務への理解と連携機関相互の情報ツールとして積極的な活用を図り、再犯防止の推進機関としての役割を果たしていきたい。

２．受け皿拡大に向けた取組

① 自立準備ホームの登録

新潟県地域生活定着支援センターの取組

様々な団体からの登録実現

取り組み内容

- ・保護観察所と連携した自立準備ホームの登録促進

自立準備ホームの登録にむけた具体的な活動内容は？

- ・候補となる施設への説明に同行したり、研修会等での周知を行った。また、定着がケースを通して、関わった施設へ自立準備ホームの制度を説明し周知を図った。

登録実績

- ・令和３年度は６件増。うち定着関与により増えたのは２件。
(内訳：★は定着からの働きかけにより登録に至ったもの)
①★障害者グループホーム ②★身寄りなし問題研究会 ③既存の自立準備ホームからの紹介で定着対象者の受け入れを開始した自立準備ホーム（２件。うち１件はまだ実績なし）④ MAC の後身団体 ⑤篤志家による設立

上記、取組で工夫した点とは？

- ・自立準備ホームの検討して頂く施設にメリットを伝える。（体験利用的な目的でも利用できる。障害のＧＨについては契約に切り替えて、要件はあるが加算がつくこと、一度受け入れたが、困難な場合は次の施設も調整できること等）
- ・安心感を持ってもらう。（登録したからといって絶対受けなければならないわけではない。断ることもできる。また、受け入れたが支援が困難になった場合も保護観察所、定着が次の施設の調整を行うなど）

課題やその効果は？

- ・課題は社会福祉法人の登録がないこと。
社会福祉法人のほうが支援の質が高いというわけではないが、登録施設の福祉的な支援力は手薄なところが多い。

愛知県地域生活定着支援センターの取組

救護施設の自立準備ホーム登録実現

取り組んだ内容

- ・救護施設における更なる自立準備ホームの登録に関する取組

どのような調整を行ったのか？

- ・既に自立準備ホームの登録をした救護施設に対し、見守りが必要な高齢者の相談をした。建物内の個室であれば、救護施設水準の支援（食事や入浴など）を受けられるため検討できるとのことだった。救護施設内の個室を自立準備ホーム登録できないか保護観察所に打診。保護観察所にその後の調整を依頼し実現できた。

自立準備ホームの登録にむけた具体的な活動内容は？

- ・本来の救護施設対象者の入居から得られる市の措置費との「二重取り」にならないよう、救護施設側と市の担当者で協議・整理して頂いた。その上で、救護施設側から保護観察所に申請し登録が完了した。

課題やその効果は？

- ・効果として、更生保護施設以外の選択肢として救護施設が加わることで、新たな受け皿の選択肢ができた。

② 自立支援協議会を活用した取組

愛知県地域生活定着支援センターの取組

自立支援協議会との連携

どのような方法で実施したのか？

- ・県相談支援専門員協会のメンバーが、長崎定着の活動に刺激を受け、平成 26 年度、自立支援協議会内に「触法障害者支援連絡会議」の設置につながった。地域の障害福祉関係者からの強い働きかけもあり、刑事司法との連携が始まり、罪を犯した障害者を再び地域に迎え入れる機運が醸成された。3 か月に 1 回ほどの頻度で開催される触法障害者支援連絡会議の中で、障害者基幹相談支援センターの司会進行のもと、事例検討が行われたり、情報交換が行われている。

課題やその効果は？

- ・官民協働の「持続可能な連携体制」の構築に向け実施。実際の支援の際、顔と顔の見える関係性ができており、調整もスムーズであり、地域移行後のフォローアップへの安心感もある。
- ・もともと事例数がそこまで多くはなく、「仕組み」作りにまだなかなか昇華していかない。「障害福祉」以外の、「制度の狭間」を拾い上げていくような、さらなる重層的な体制作りに課題がある。

香川県地域生活定着支援センターの取組

自立支援協議会での業務説明

自立支援協議会の活用目的

- ・定着支援センターの活動を知ってもらうこと
- ・定着業務の相談やアドバイスをもらうこと

どの市町村での実施か？

- ・県の自立支援協議会（地域移行部会）に参加している。各圏域から障害者相談支援専門員等が参加し、地域移行・地域定着支援について等話をしている。

どのような方法で実施したのか？

- ・協議会の参加メンバーに入っており、話す機会を得た。

課題やその効果は？

- ・相談支援でも犯罪を犯した方の支援を行ったことのある相談員は居るが、どういう流れで進んでいくのか、相談員として何をしたらいいのかが分からないことが多い。定着支援センターに相談してもらうことや当番弁護士制度を伝え、早くから関わる事、もしかしたら保護観察所の更生緊急保護等の活用も相談出来る事を知ってもらった。
- ・障害がある方全てが対象となるわけではないが、地域の中で継続して支援を行っていく事の難しさがある中で、「帰ってこられても…」という所で定着センターがどれだけ支援に協力できるのかが課題に感じる。

3. 具体的な実践例

①被疑者等支援業務の枠組みを有効活用した実践

北海道札幌地域生活定着支援センターの取組

顔の見える関係性構築

- 札幌は、昨年度当初から弁護士会に意見交換を依頼し、その後、保護観察所・地方検察庁も定例で参加し4者で意見交換の続ける中で、弁護士の気づきから被疑者等支援につながるケースや、地方検察庁刑事政策推進室も積極的に動いてくれている事もあり昨年度に比べ件数が伸びている。また、札幌以外の地域でも、物理的な距離はあるものの、保護観察所、地方検察庁へ制度の理解や支援の方法等を確認し、関係性の構築を進める中で、少しずつ依頼が届いている。札幌は地方検察庁側からも直接相談があったり、保護観察所と一緒に面接に入り協議を行っているが、地域によっては、保護観察所が先に判断し定着に依頼が来ることもある。協議を行うことで地方検察庁側の情報も一定量入手できる。しかし、協議がなく保護観察所から依頼が来るケースは地方検察庁側の情報量が求めている量に対して少ないため、今後更に進め方、連携のあり方について意見交換していく必要がある。依頼件数増には、業務分掌によって入口支援担当職員を配置し、出口支援との業務量の調整し対応している。
- また、相談支援業務として弁護士からの依頼も増えてきており、入口支援相談として受けたものであって、執行猶予・保護観察付き執行猶予になりそうな案件に関しては、定着支援センターが直接検察庁に相談し、被疑者等支援に組み込んでもらうケースも増えてきている。

宮城県地域生活定着支援センターの取組

迅速性

- 令和3年度に地方検察庁・保護観察所・更生保護施設・県と定着の最大5者で2ヶ月に1度程度の頻度でこの事業の実施体制の構築に努めるべく実務の流れを組む作業に取り組んできた。
- 特に、特別調整との違いとして「電話等で迅速に情報交換できること(要旨のみ記載)」が示されていることから、随時保護観察所や地方検察庁と電話で情報交換できる体制をつくる事ができた。
- 電話依頼から初回面談までの日程調整を迅速に行い、可能な限り最速の日程で対象者との面談を行う事とした。電話依頼を受けた時点で、対象者釈放直後の大雑把な支援方針をイメージし、仮の支援計画として立案し関係各所に口頭提示するとともに、初回面談時に対象者にその後の支援意向を聴き取った上でそのことを提案する事とした。釈放後の対応としては、対象者に再発の意欲が沸くよう、期間的に間延びさせずスピーディーに行動するよう努めた。必要に応じてサービス担当者会議を開催し(対象者ご本人・基礎自治体・更生保護施設ないし自立準備ホームの職員・定着職員が参加)、「更生緊急保護の次」を意識した調整業務を遅滞なく進めていくこととした。地方検察庁ないし保護観察所からの事前電話連絡が入るので、その時点で検討に入ることとした。明らかに調整相当とは思えないケース(重度の精神症状が発現しているケース等で、福祉支援以前に医療的ケアの方が優先されるものと思料された場合)は、電話による事前相談の時点でその意見を述べる事とした。

新潟県地域生活定着支援センターの取組

受け皿の開拓

- 4者会議(今年度から5者会議)の実施。弁護士向け研修、地方検察庁向け研修の実施。
- 保護観察所と協力しながら自立準備ホームの開拓。全国的に自立準備ホームの数が多いということから事業が始まる前から地方検察庁が保護観察所に更生緊急保護を依頼するといった素地があった。

- ・福祉等の関係者向け研修の実施。
- ・入口支援担当職員は決めていない。依頼のタイミングが読めないこと、早めの対応が必要であるため、センターの職員全員が対応できるようにしている。
- ・スピード感を重視し、地方検察庁が同意を取ったら、保護観察所と定着センターと一緒に面接をする。
- ・新潟県警の警察官向け研修を毎年実施。

埼玉県地域生活定着支援センターの取組

連携と協議

- ・地方検察庁で本人が、保護観察所への情報提供に関する同意書に署名・押印した場合に当センターに事前相談メモ等個人に関する情報が提供される。しかし、その情報は少なく、充分とはいえない。また、その情報が必ずしも正確なものともいえない。先入観を持たずに事前面談に望むが、短い面談時間で支援に必要な内容を確実に聞き取るようにしている。
- ・重点実施予定者から漏れたケースでも保護観察所の調査等の結果によって、当センターに助言を求めてくる場合があり、事前面談を行い、本人が支援を必要としている場合に「重点実施対象者」として支援開始に至る場合がある。重点実施の対象にすべきかどうかの判断は、ケースごとに地方検察庁の担当捜査官・担当保護観察官・当センター職員が情報を共有し、互いに専門性を活かした意見交換を行うなど連携している。
- ・釈放された被疑者・被告人等が遠方の警察署であった場合に、保護観察所までの移送を地方検察庁の捜査官が担うこともあり、役割分担も協議している。
- ・埼玉県地域再犯防止推進事業の推進において、県庁の担当職員・地方検察庁・保護観察所・当センター他関係機関が協働・連携している。

愛知県地域生活定着支援センターの取組

入口支援を発展させる姿勢

- ・被疑者等支援業務は保護観察所からの依頼になっているが、その前段階の、地方検察庁や弁護士会にも「定着側からアウトリーチしていく」ぐらいの姿勢を持って、支援が必要な人に支援を届けていこうとする姿勢が必要である。
- ・地方検察庁・保護観察所・弁護士会と定着との信頼関係。保護観察所とは、これまでの積み重ねの中で、「定着にお願いすれば、何とかしてくれる」という信頼関係ができています。地方検察庁とも、地域再犯防止推進モデル事業を通じて、「あそこに頼めば、必要なことは何とかしてくれる」という関係性が構築できています。
- ・弁護士会と定着とで「相談依頼書」の定型書式（Excel）を作成し、弁護士会の会員ページから同書式をダウンロードできるようにし、弁護士が「福祉の支援が必要そうだな」と思えば、同書式に記入し、定着に FAX をすると、定着が相談支援業務として支援を開始する仕組みを作った。この仕組みを作るにあたって、弁護士会は、担当副会長のもと、「刑事弁護委員会」、「精神保健委員会」、「高齢者・障害者総合支援センター運営委員会」、「子どもの権利委員会」、「よりよい弁護士制度運営委員会」等の内部の委員会横断的な「チーム（事務局）」を組織し、「福祉との総合窓口」として機能させてきていた。
- ・弁護士から「更生支援計画」の作成を」とお願いされることもあるが、「更生支援計画」は、あくまでも「弁護士が、弁護士としての理念に基づいて、裁判所に提出するもの」であるので、愛知定着としては基本的には作成せず、「環境調整状況通知」を作成して弁護士に提出するようにしている。「刑事司法が歪まないようにするためにどうしたらよいか」、「定着が本来の役割を発揮するためにはどうしたらよいか」も、常に考えながら活動している。

大阪府地域生活定着支援センターの取組

小さなことでも確認し、まずやってみる！

- ・ 目的の共有、それぞれの役割や業務を理解する、また同時に、できないことや限界なども知る必要がある。再犯防止という視点においても、地方検察庁、弁護士会、保護観察所、定着が見る角度が違うことを互いが知り、そのうえで対象者への関わりが変わることなど、小さなことでも確認しあうことが重要と考えている。
- ・ 新たな仕組みづくりのため、できないことばかりに目をむけることよりも、交われることやできることに着目してきたように思う。枠組みを作りすぎると、「これは対象外」「これはできない」という反応になってしまいがちだが、依頼があったケースについては「まずはやってみよう」の姿勢から課題や問題をそのあとの会議の議題にして、解決できるものはスピーディに改善してきた。
- ・ 数年かけて、私たち自身が入口支援を学ぶための勉強会や刑事手続き全体の学習の機会を確保し、個々の相談員のスキルアップに努力してきたことがベースにある。そこから弁護士会との連携会議（2カ月に1回）、司法修習生に向けた研修会（年1回）、地方検察庁職員向け研修会（今年度から）、拘留所主催のネットワーク会議（今年度から）などの交流に発展している。スタートラインが、ネットワークを作ることが第一義的ではなかったことが当センターの特徴ではないかと思う。

高知県地域生活定着支援センターの取組

協議の実施

- ・ 前年度中から保護観察所、地方検察庁、定着、高知県の4者で被疑者等支援業務に載せるケースや運営スキームについて話し合いの場を持っていた。令和4年4月の時点で、大まかにでも事業イメージが共有されており、また疑義が発生した場合はその都度調整していくという前提での事業開始であった。そのため、年度当初からケースの依頼に対して対応が可能であった。

②服薬の処方等

青森県地域生活定着支援センターの取組

留置場からの残薬の処方

残薬処方に至った経緯

- ・ 釈放時、勾留期間中に処方された薬を持っていなかった。支援対象者は糖尿病、高血圧症、不眠症の持病により服薬が必要であった。
- ・ 地方検察庁が勾留期間中の処方薬の状況を留置先の警察署に確認したところ、留置先において釈放時に残薬が処分されていた。

どのような協議を行い処方につながったのか？

- ・ 勾留期間中の処方薬について、センターから地方検察庁に対して、釈放後すぐに医療機関を受診できない場合があるため、勾留期間中の処方された薬を釈放時に支援対象者に渡してほしい旨依頼し、釈放時の処方薬の取扱いを協議した。
- ・ 地方検察庁が留置場を管理する警察署に対して、釈放時の処方薬の取扱いについて申し入れを行った。
- ・ 釈放時の処方薬の取扱いについては、即応的な対応が必要と判断し電話で協議した。

どのような場面で薬が処方されるのか？処方期間とは？

- ・支援対象者の心身の状況に応じて処方される。
- ・処方期間は、最大で 30 日程度。

上記、協議の参加機関は？

- ・地方検察庁、地域生活定着支援センター

課題やその効果は？

- ・課題は、精神障害者が薬の処方等で精神科を受診する場合は、初診・再診までに時間を要するため、服薬を必要とする対象者が薬を持っていないければ帰住調整が円滑に進まない場合がある。服薬を必要とする者が服薬できなければ、医療機関への緊急入院や再犯につながりかねない。
- ・効果は、帰住調整を円滑に行うことができる。また、薬の処方は、支援対象者の心身の安定につながる。

新潟県地域生活定着支援センターの取組

拘置所からの残薬の処方

服薬処方に至った経緯

- ・保護観察所から刑務所（拘置所）の庶務課へ必要性を伝え、依頼した結果、拘置所から 1 週間分の処方につながった。
- ・5 者会議でも必要性を伝え続けている。

どのような場面で服薬が処方されるのか？処方期間とは？

- ・釈放後すぐに受診できない週末釈放の事例が多い。事例によるがこれまでの事例は 1 週間分あれば十分だった。

奈良県地域生活定着支援センターの取組

釈放日の調整

服薬処方に至った経緯

- ・服薬処方してもらってわけではないが、判決日や生活保護申請など、検察庁や弁護士、定着が事前協議し釈放日の日程調整を行えている。生活保護申請についても、まず窓口で本人が申請の意思表示をした上で公立の病院に行くことで、生活保護申請中として費用の減免をしてもらうことができている。本日現在で 5 名の被疑者等業務の依頼を対応している。

どのような協議の結果だったのか？

- ・法廷での判決日（釈放日）の日程調整については、担当地方検察庁官が支援者側が支援しやすい日を事前に定着支援センターに聞いてくれ、その日をベースに調整してくれる。また、国選弁護士から依頼で被疑者等業務になったケースでは、事前に 2 度ほど保護観察所で支援検討会議を行い（保護観察官、国選弁護士、受入れ予定の自立準備ホーム責任者、定着支援センター）そこで、判決日（釈放日）についてどの日程が支援対応しやすいかを話で決めることができ、その日程で法廷でも日程調整して頂けた。

上記、協議の参加機関は？

- ・保護観察所、国選弁護士、担当地方検察庁官、自立準備ホーム、生活保護担当課

課題やその効果は？

- ・本人の認知能力の関係で内服していた薬があるが、それが何かわからず病院もわからない、などの時は、釈放後の医療機関の調整が課題であった。

③無料低額診療

埼玉県地域生活定着支援センターの取組

無料低額診療の活用

無料低額診療の活用に至った背景とは？

- ・平成30年度、モデル事業が始まる段階で、無料低額診療を行っている医療機関を調べておき、支援開始後受診の必要があるケースごとに直接電話で相談をした。
- ・健康診断については、平成30年度に保護観察所が依頼した病院が現在も無料診療で受け入れている。
- ・自立準備ホームを運営しているNPO法人に紹介してもらった病院も健康診断・内科受診等無料診療で受け入れている。

工夫した点とは？

- ・同じ医療機関に連続して複数名の依頼をせず、毎回別の病院等へ相談をすることによって、この制度の活用が出来る件数が増えていった。
- ・自立準備ホームを運営しているNPO法人に紹介してもらった病院も健康診断・内科受診等無料診療で受け入れている。(NPO法人と病院の信頼関係が基盤にあった)

課題やその効果は？

- ・精神科のある医療機関で無料低額診療を行っている件数は少なく、特定の病院に相談・依頼する結果になっている。新規開拓が課題である。
- ・精神疾患（疑い含む）や認知症の疑いがあるケースを速やかに受診できるようにしておくことによって、帰宅先確保等の支援がよりスムーズに行うことができる。

石川県地域生活定着支援センターの取組

無料低額診療の活用

無料低額診療の活用に至った背景は？

- ・法人設立の理念である「施薬救療」の精神により、生活困窮者への支援を積極的に推進しており、無料低額診療や無料健診事業等を実施している。定着が支援の対象としている、高齢又は障害を有する方は医療支援が必要な方も多い。このような方たちがお金がなくても直ちに病院を受診することができるよう、連携する更生保護施設や自立準備ホーム、地方検察庁等に対して、「特別診療券」を交付しており、この券を持参することで費用負担なく受診できるようにしている。

なぜ、無料低額診療が必要だったのか？

- ・保険料の滞納による健康保険の停止や生活保護申請後受給できるまでの期間等、医療機関への受診をためらわせるような状況でも、受診が可能である。また、無料で健康診断も行っており、施設への入所や求職活動などで診断書が必要な場合も費用なく活用できる。

課題やその効果は？

- ・効果としては、内科や外科、眼科等、設置されている診療科は積極的に活用できている。
- ・課題は、全ての診療科が無料低額診療を行っているわけではないため、支援対象者に必要な診療科が無い場合がある（精神科、婦人科等）。

④特別面会の実施

奈良県地域生活定着支援センターの取組

検察庁との連携

- ・当センターは、拘置所が京都の管轄となり京都拘置所や大阪の拘置所に対象者が移送されることがある。その為、各々の施設の所長の裁量権となるので当センターの面会の取扱いが異なる。保護観察官ではなく地方検察庁の職員がいらないと一般面会扱いとなる等があり、県外に地方検察庁の方の同席が必要となる場合もある。しかし、日頃の連携のおかげで地方検察庁の方も時間を割いて県外まで当センターの面会を行うためだけに長時間同席頂いている。

どのような背景から、このような地方検察庁の協力につながったのか？

- ・当県外の拘置所（京都）で定着支援センターが特別面会（アクリル板なし、時間制限なし）する際には、奈良の保護観察官の同席ではできない、地方検察庁の職員の同席が必要との返答が拘置所からあった。そのため、担当保護観察官よりその旨を伝えた所、被疑者等業務担当の職員（統括捜査官と主任捜査官2名）が同席するとの返答があった。日頃より、検事正や次席検事等に研修講師を依頼する関係上、統括捜査官や主任捜査官と頻繁に連絡をとりあっており、顔の見える関係ができていた背景もある。また、奈良の保護観察官とも一緒にクライアントへの保護観察面談などにフィールドワークする等、密な連絡や連携を行っており良好な関係ができており、奈良の保護観察官が熱心に県外拘置所へ交渉してくれ地方検察庁職員同席なら OK と承諾を得たこと、その流れで保護観察官より地方検察庁へ依頼してもらった背景もある。

地方検察庁と定着との関係性について

- ・3ヶ月に1回程度の当センター、保護観察所、弁護士会、地方検察庁との4者協議会を行い、お互いの困りごとや確認事項を話し合いコンセンサスをとっており良好である。また、被疑者等業務を数件行う中で、地方検察庁官も定着支援センターの支援の有用性や有効性を理解して頂き、被疑者等支援業務にのらない在宅起訴のケースも直接当センターへ相談や支援の依頼がくるようになった。現状、本庁と支部も含めて良好な関係を築けている。

地方検察庁、弁護士会との関係性で注意している点や工夫していることは？

- ・当県の被疑者等業務の弁護人からの依頼の場合は担当地方検察庁官とコンセンサスが得られた場合のみと4者協議会で決まった。また、奈良弁護士会の「更生支援における司法福祉連携委員会」の委員長・副委員長とも連携がとれており、上記の件を奈良弁護士会で勉強会を開催することに理解を得ている。被疑者等業務の制度（担当地方検察庁職員とのコンセンサスが必要）の理解を弁護人にも理解してもらうように留意している。

定着支援センターのスタンスとは？

- ・バイステック7原則にのっとり、非審判的態度（ポジション）で量刑には関わらないようにしている。あくまでも法廷内のことは、定着支援センターは関わらずに判決が出てからが当センターの役割であるスタンスは伝えている。

⑤入院調整

大分県地域生活定着支援センターの取組

地域包括支援センターとの連携

入院調整に地域包括支援センターが関与できたのはどのような背景があったのか？

- ・認知面の低下から、近隣の方々にお金を借りに行くことや同じことを何度も言うこと、近くのコンビニへ行くもお金を払わず、結果的に窃盗になり出入り禁止となっていた。そのため、地区の地域包括支援センターに苦情として上がっていた。地域包括支援センターとしても自宅訪問や介護保険制度の申請等の福祉サービスを実施することを予定していた経緯から、当センターから地域包括支援センターへ相談をしたときには、その必要性の理解はされていた。当センターから相談した時点では、まだ地域包括支援センターからの訪問等の実施には至っていなかったが、事前に地域からの苦情を受け、対応を考えていたところもあり、当センターからの相談もスムーズに行えた。

釈放後に入院が円滑に調整できた理由は？

- ・本人の状況確認の為、拘置所での面談調整をするときに、事前に地域包括支援センターへ相談をしていた経緯から本人の現状を理解してもらうため同席を依頼する。勾留中の簡易鑑定から、「認知症」の診断を受け、鑑定医より、現状から医療保護入院の必要性を言われる。
このような背景を地域包括支援センターへもしっかりと理解してもらった上で、地域包括支援センターから地域にある認知症対応可能な医療機関のPSWに相談をされた。今回、比較的スムーズに調整ができた理由として、拘置所での面談に同席してもらったことにより、本人の状況確認ができ、対応の必要性が共有できたことである。

釈放後の2日間は、対象の方はどのように過ごされ、どのようなケアを行ったのか？

- ・医療機関側の理由等もあり、釈放後、2日間は、在宅で生活することとなった。その2日間は、同居している家族や地域の民生委員や地域包括支援センター、定着支援センターでフォローすることとなり、2日後に家族、地域包括支援センターの協力の下、無事入院された。2日間のフォロー内容として、午前午後で訪問を主体に、本人の状況確認、家族の介護負担軽減等を目的に協働して行った。

包括支援センターとはどのような役割分担を行ったのか？

- ・基本的に地域に繋ぐまでを定着支援センターの役割とし、地域包括支援センターは、地域資源や地域環境等、地域に関わる調整を主体に行ってもらった。そのため、本人の自宅に訪問するときは、地域包括支援センターに同行を依頼し家族面談を行う。そして、家族の意向、本人の意向等も共有し、同じベクトルで足並み揃えて進んでいけるよう心がけた。

課題やその効果について

- ・課題として、地域の特性から、本人が2日間であっても在宅に戻ることにについて民生委員等からは批判的だった。地域包括支援センターから連絡はしてもらったものの、その介入は非常に困難だった。効果として、地域包括支援センターは、地域資源や地域環境について、詳細情報を得ていることから、また日々連携している関係から、高齢者等の相談をしていくことの必要性を強く感じた。今回、釈放後すぐの受入れは困難だったが、地域包括支援センターからの医療機関への連絡や結果

的に介入は困難だったものの、民生委員等への連絡等、2日間のフォローを踏まえ、比較的スムーズに入院へと繋がったと考える。また、将来、医療機関からの退院も考えられ、地域包括支援センターとの連携を継続し情報共有していく。

⑥被疑者等支援業務の対象要件に係る協議

山梨県地域生活定着支援センターの取組

更生緊急保護の重点実施対象者の要件確認と検証

どのような協議を行ったのか？

- 重点実施の対象外となった被疑者等支援における相談支援業務の対象要件の整理のため、他機関との情報共有。保護観察所、他司法機関、弁護士会、矯正施設、監督省庁、県庁、実績を有する他県センター、その他関係者と重点対象者となる要件の再確認と、事例を通じた採択に至らなかった対象者の事由やケースそのものの比較の検討。

重点実施対象者と、対象外の者の要件整理は具体的にどう整理したのか？

- 現況、重点実施対象者の依頼はない。そのため、制度趣旨と照らし合わせてこの人はどうして対象とならないのかといったような振り返りや協議を関係機関で積み重ねることが重要。そのことによって、関係者の知見や経験を高めること、共通の認識やサービスの対象に何か、一つでも制度にかかるか、かからないかを見極めていく研鑽を並走して積んでいる状態にある。

⑦テレビ会議システムの活用

鳥取県地域生活定着支援センターの取組

テレビ会議システムを活用した協議の実施

テレビ会議システムの活用が具体的にどのようなメリットをもたらしたのか？

- 鳥取県は東部・中部・西部に分かれており、地方検察庁本庁、保護観察所本庁、定着支援センターは県庁所在地である東部に集中している。東部と西部の刑事事件は同様の数と言われているが、西部の地方検察庁支部とは距離的な問題（片道1時間半～2時間程度あるため）があり、支援依頼が少ない傾向がある。被疑者等支援業務10件のうち、1件、鳥取式三者協議を実施する際に、地方検察庁のテレビ会議システム（東部にある地方検察庁本庁、西部の地方検察庁支部をつないで）を利用し、西部の案件に取り組んだ。
- テレビ会議システムを利用することで距離的な問題が緩和され、鳥取式三者協議の日程調整が容易になった。

どのような内容の協議を行い活用に至ったのか？

- 鳥取式三者協議。重点実施予定者について情報共有。課題を抽出。釈放後の福祉的支援が必要と判断し、選定前面接の日取りを決めた。その後、被疑者等支援業務に至った。

面会時間の1時間確保の理由とそのメリットは？

- 一般面会は基本的に20～30分（弁護士の働きかけで、1箇所の警察署だけ福祉的支援の場合は1時間取っていただけることもある）。
- 被疑者等支援業務は時間がない中での調整に関わらず、この時間では十分なアセスメントが取れない。十分な情報提供が

できなければ、本人の支援に対する同意が得られないこともある。面接時間が短い場合のリスクを、保護観察所と定着どちらも共通に問題意識を持っている。この問題解決に向け、鳥取式三者協議で選定面接の日時が決まれば、その場で地方検察庁官に面接時間の1時間確保をお願いし、地方検察庁官から警察署へ1時間の面会予約を取っていただいている。

課題は？

- 以上のように、被疑者等支援業務の面会時間は1時間取れるようになったが、相談支援業務の入口支援の際は一般面会と同じ時間となる（前述のとおり、1箇所だけ1時間にしてくれるところもあるが）。相談支援業務の場合でも、福祉的支援の場合は1時間面会時間をとっていただくように、どのようなプロセスで各警察署へ働きかけていくか検討していくことが今後の課題である。

4. 官民協働の取組

① 地方再犯防止推進計画等

茨城県地域生活定着支援センターの取組

再犯防止推進協議会への参画

どのように参画に至ったのか？

- ・県地域生活定着促進事業の所管課と県再犯防止推進計画の所管課が同一であったこともあり、令和2年度に協議会委員就任の打診を受け、県再犯防止推進協議会にて課題提起等を行っている。

どのような事が推進協議会で議論されているのか？

- ・令和2年度は「県再犯防止推進計画案」の作成、令和3年度と4年度は計画の進捗状況に関する協議を行っている。

課題やその効果について

- ・「県再犯防止推進計画」中の「保健医療・福祉サービスの利用援助の充実」という項目において、具体的な取り組みの項目として【地域生活定着支援センターの活動の充実】【地域生活定着支援センターによる福祉サービスの利用支援】を盛り込むことができた。また、協議会における計画案策定の過程で、自立準備ホームの必要性について訴えることができた。

愛知県地域生活定着支援センターの取組

市町再犯防止推進担当者会議の実施

取組内容

- ・県の再犯防止担当者が、国の再犯防止推進計画（担当窓口の明確化）を根拠に、県内54市町村と「市町村再犯防止担当者会議」を開催している。定着もメンバーに入っており、事業の実施について地方公共団体への広報・周知を行っている。

どのような協議の結果、このような取組に至ったのか？

- ・愛知県は、令和3年3月に、福祉局が「あいち福祉保健医療ビジョン2026」（都道府県地域福祉支援計画）を、防災安全局が「愛知県再犯防止推進計画」（都道府県再犯防止推進計画）を、それぞれ策定し、両計画の「架け橋」となる形で、両計画に「地域生活定着支援センター」を明記した。その上で、再犯防止を所管する防災安全局が、令和3年度から、再犯防止施策の推進について、「県、国機関、市町村、関係団体等との連携体制の構築の足掛かりとするための情報交換や意見交換の場」として、「愛知県再犯防止市町村担当課長連絡会議」を設置した。
- ・国の再犯防止推進計画の「再犯防止担当部署の明確化」、「地方再犯防止推進計画の策定等の促進」を根拠に、防災安全局が、県内54市町村に、再犯防止担当部署の連絡先、地方再犯防止推進計画の策定状況を報告するように依頼。県内54市町村それぞれが地方再犯防止推進計画を策定することを、防災安全局が後押しする体制を構築した。

どのような協議を行ったのか？

- ・地域生活定着支援センターの立場から、「愛知県再犯防止市町村担当課長連絡会議」において、県内54市町村の再犯防止担

当課長と意見交換をする機会を得た。連絡会議の設置当初、県内 54 市町村の中には、「再犯防止担当部署がまだ決まっていない」との理由で欠席した市町村もあった。そのため、令和 3 年度の連絡会議は、愛知県、矯正管区、保護観察所、地域生活定着支援センターで分担をして、まずは関連する施策を市町村に紹介することから始まった。これを踏まえ、令和 4 年度の連絡会議は、引き続き愛知県、矯正管区、保護観察所が関連する施策を紹介しつつ、名古屋市、岡崎市が「地方再犯防止推進計画策定の実際」について情報共有をした後、地域生活定着支援センターが「地域生活定着支援センターの活動（90 代特別調整高齢者の広域調整事例の報告）」及び「県内の市町村（名古屋市・豊田市・一宮市）との連携状況」について報告した。

課題やその効果は？

- ・愛知県は、都道府県の「地域福祉部署」と「再犯防止部署」が同一ではない。その中で、両者の連携を図るためには、「都道府県地域福祉支援計画」と「都道府県再犯防止推進計画」の両者に「地域生活定着支援センター」がしっかりと明記されていることが非常に重要である
- ・市町村も、「地域福祉部署」と「再犯防止部署」が同一でないところも多く、地域性を踏まえた形で両者の連携をどう図るかが課題となっている。そういった意味では、都道府県が音頭を取り、県内全市町村の担当者を集めた上で、情報交換を行う機会を設けることは、地方公共団体による取組の質を担保する上で非常に重要である。

※名古屋市の取組「立ち直り支援ハンドブック」



※豊田市の取組「豊田市再犯防止推進計画」



兵庫県地域生活定着支援センターの取組

再犯防止推進協議会での広報啓発

- ・令和 4 年度において、神戸市と兵庫県におけるそれぞれの再犯防止検討委員会に参加し、センター事業を実施する中でまだまだ、兵庫県下の自治体で、理解・協力体制に温度差がある旨訴え、行政機関の協力支援をお願いした。また、対象者の立ち直りに対して、地域での温かい見守りができる社会の実現に向けての啓発も重要であると訴えた。
- ・従来から神戸市及び兵庫県の再犯防止検討委員会のメンバーとして参画し、住居支援、就労支援、福祉支援等の分野での現状と課題などを議論している。定着事業を推進する中で行政の協力が重要であることと、県民、市民への啓発も重要と訴えることで、定着事業を行ううえで各機関との連携の重要性を毎回訴えているので、少しずつ理解が深まっている。

②他制度等

愛知県地域生活定着支援センターの取組

重層的支援体制整備事業との連携

- ・豊田市の重層的支援体制整備事業（豊田市では「重層的支援体制推進事業」と呼ぶ）との連携は、令和 2 年度から「加算項目」として定着の業務に追加された「地域ネットワーク強化業務」をきっかけに始まった。定着は、地域ネットワーク強化業務の一環として、委託元の県の担当課に相談し、県の担当課同士で連携し、「障害保健福祉圏域担当者」、「各市町村自立支援協議会」宛に、

定着の事業の周知を内容とする通知を、委託元の県の担当課から発出いただいた。その通知をもとに、豊田市自立支援協議会に出席する機会を得たところ、豊田市自立支援協議会に豊田市地域包括ケア企画課（地域福祉計画及び地方再犯防止推進計画の担当部署）も出席し、定着と意見交換を行った。その後も、「豊田市再犯防止推進計画（案）策定委員会」の設置に向けて、豊田市地域包括ケア企画課から定着にヒアリングが行われ、「豊田市再犯防止推進計画（案）策定委員会」設置後も、定着は委員として参画した。令和4年3月に「地域福祉計画に関連する個別計画」として「豊田市再犯防止推進計画」が策定され、豊田市福祉総合相談課と連携して、重層的支援体制整備事業を土台として、令和4年度から「地方検察庁及び弁護士との連携による入口支援のモデル実施」、「矯正施設、保護観察所等との連携による出口支援のモデル実施」、「保護観察所等との連携による保護観察期間中等からの支援のモデル実施」が始まった。令和4年11月末現在で、同モデル実施は4件の実績があり、その中には定着との連携事例も1例、含まれている。同事例は、家族丸ごとの支援とも言えるべき事例であり、判決で自宅に戻ってくる高齢の対象者に対して、定着、豊田市福祉総合相談課、市社会福祉協議会、市地域包括支援センター、弁護士等と連携して、「重層的支援会議」を開催しながら、家族丸ごとの支援を行っている。同支援の経過は、令和4年度から設置された「豊田市再犯防止推進委員会」（定着も委員として参画）でも共有され、豊田市の再犯防止の推進体制のブラッシュアップの一助ともなっている。

- ・名古屋市の重層的支援体制整備事業との連携は、平成30年度～令和2年度まで実施された「地域再犯防止推進モデル事業」をきっかけに始まった。同事業の実施にあたって、名古屋市は、「再犯防止担当部署」を「スポーツ市民局地域安全推進課」としたが、スポーツ市民局地域安全推進課は、重層的支援体制整備事業の担当課（健康福祉局地域ケア推進課）の会議に「オブザーバー」として参画した。名古屋市では、令和3年度から重層的支援体制整備事業を順次開始することとし、「包括的相談支援チーム」を、市内16区に順次配置していくこととした。定着は、個別の支援を通じて、「包括的相談支援チーム」の「コミュニティソーシャルワーカー」として配置された社会福祉協議会の担当者と連携して支援を行った。特別調整の対象者の事例では、出所後に自立準備ホームに帰住し、居住支援法人与自然と連携してアパートを確保後に、アパートの所在する地域のコミュニティソーシャルワーカー、生活保護CW、医療機関、保護観察所、保護司、よりそい弁護士、一時生活支援施設、居住支援コーディネーターと連携し、地域での定住を支援している。この事例では、コミュニティソーシャルワーカーと刑務所面接を行い、シェアハウスを帰住先として仮釈放後、保護観察所、保護司、生活保護係、医療機関、ケアマネージャー、訪問介護、訪問看護等の連携体制を構築した。

基幹相談支援センターとの連携

- ・障害者基幹相談支援センターとの連携は、令和2年度から「加算項目」として定着の業務に追加された「地域ネットワーク強化業務」をきっかけに、「圏域ごとのネットワーク作り」として強化した。定着は、地域ネットワーク強化業務の一環として、委託元の県の担当課に相談し、県の担当課同士で連携し、「障害保健福祉圏域担当者」、「各市町村自立支援協議会」宛に、定着の事業の周知を内容とする通知を、委託元の県の担当課から発出いただいた。その通知をもとに、愛知県内11ブロックの「障害保健福祉圏域」の「障害福祉圏域会議」に出席し、11圏域の障害福祉関係者に事業説明を行ったほか、数か所の地域の「自立支援協議会」に出席し、地域の障害福祉関係者に事業説明を行った。その中で、「愛知県障害者相談支援体制整備事業」の一環として、各圏域に配置された「地域アドバイザー」との連携を強化し、「地域で解決が難しい問題は圏域で」、「圏域で解決が難しい問題は広域（定着）で」、「広域（定着）から圏域・地域への連絡」、「圏域から地域への連絡」という、「地域・圏域・広域の連携体制作り」を開始した。

奈良県地域生活定着支援センターの取組

あしかプロジェクト

あしかプロジェクトとは？

- ・当センターは、県庁の担当者や係長とも密に連絡を取り、時間あれば足を運び顔の見える関係を構築してきた。また、「あしかプロジェクト」というプロジェクトを立上げ官民一体で、罪の問われた人の支援をシームレスに行っており、被疑者等支援業務に対しても帰住先として大きく貢献して頂いている。おかげで現在奈良県被疑者等支援業務依頼が10月現在で5名いるが帰住先に困ったことは無い。また、一部の施設に負担が集中しないように、所管保護観察所所長と当センター長で「帰住先確保に係る関係機関連携ネットワーク」を新しく立上げる。今ある資源だけのネットワーク強化だけではなく、社会資源がもうないのではなく、社会資源がつながっていないだけを理念に新規社会資源のネットワークの強化を行っている。

あしかプロジェクトの具体的な内容について

(参考資料⑦⑧参照)

- ・あしかプロジェクトとは、「あ」新しい「し」社会資源どうしの「か」関わりについて考える会の略称。構成団体：(共催) 奈良県地域生活定着支援センター、合同会社しあわせ工房、株式会社 LSETEN、弁護士宮坂光行氏、弁護士高谷政史氏、ワンネス財団 (GARDEN、エモーショナルリテラシーセンター、フラワーガーデン、ワンネスの里)
- ・令和2年度9月30日に発足し、令和3年2月8日に第1回研修会を実施、今年度9月30日に第4回研修会開催。
趣旨：奈良県内において刑事施設出所者が、心身共に安定した生活をおくり、生き甲斐に出会い、再犯へ至ることが無い環境につくる。出所者がその想いを抱いた時に、断ることなく支援を提供できる環境を作る。このような思いを持つ様々な団体 (社会資源) どうしが、「ひとつの大きな受け皿」を作っていくことを目的として、令和2年冬から活動を開始した。
内容：毎月、支援事例と課題の発表を通じて、参画団体それぞれの強みや経験を共有する場 (月例会) をベースに、意見交換に留まらず具体的な連携の伴った、重層的かつ横のつながりの築をめざしている。年2回の研修会は、県内関係機関の皆さまに、プロジェクトの実践について広くお伝えすること、課題をともに考えることなどを通じて、より拡がりのあるつながりを構築する。

県担当課との連携について、どのように協力体制を構築したのか？

- ・地域福祉課との連携。県地域福祉課の担当職員とは、不定期で入り口支援にかかわる業務に関して、経費の予測、人員体制、入り口支援の課題、啓発等の相談を行っている。

課題やその効果について

- ・行政や民間関係なく、顔の見える関係を構築できる効果があった。今後このネットワークを広げていきたい。

奈良県地域生活定着支援センターの取組

条例設置

取組内容

- ・地方公共団体向けの説明会は県だけではなく市町村に対しても参加を呼び掛けて参加して頂いた。当県は、更生支援条例を市町で2つ制定しており、審議中も複数ある。また、全国でも珍しい県の更生支援条例を制定しており、その検討会や審議会には当センターのセンター長も名前を連ねて参加している。

県と連携し、市町へどのように協力のアプローチを行ったのか？市町の反応も含め

- ・大阪矯正管区長と奈良保護観察所長から依頼で「奈良県再犯防止施策推進に係る勉強会」を県市町の再犯防止担当者を対象者に行った。両者の協力のアプローチを行った。県の担当課へこの勉強会の趣旨を実際に足を運んで説明をして頂いた。

どのような経緯で条例設置に至ったのか？

- ・当県知事が罪に問われた方の支援に大変理解があり、当時の法務大臣とも連携して、地域で触法者を支える体制を整えてくれ、当センターのセンター長にも検討委員や審議会委員の依頼があり委員として参加した。日頃から司法や行政と顔の見える関係を構築していた効果だと思われる。

具体的な条例の内容 (参考となる資料は？ URL 等)

奈良市更生支援に関する条例へのリンク



奈良県 HP 「「奈良県更生支援の推進に関する条例」の施行」



奈良県 HP 「第 1 回奈良県更生支援のあり方検討会の開催」



奈良県更生支援のあり方検討会



課題やその効果について

- ・課題としては「罪に問われた者等の支援体制が整っていない」ことである。そのことで本人の課題を解決できないまま再び罪に問われる者も少なくない。地域社会で罪に問われた者に対する目はまだまだ厳しいと感じる。住宅、就労、事業所入所の障壁も高い。問題が起これば退所を言いわたされるケースを経験する。事業所には更生していく援助の道筋とそのノウハウを伝え、受け入れることでの達成感を罪に問われた者と共に感じられるよう、広めていくことが大切である。現在、不確実で、不透明、正解がないといわれる時代に突入している。このなかで、多様で複雑な課題を抱えた者も多い。それだけに、定着職員の専門職としての価値と倫理を身につけ、応用力を一層高めていくことが必要と考える。
- ・効果については、奈良県が自ら国の司法行政と地域の福祉をつなぐ役割を担い、住居、就労の場作り等行を行っている。そして、罪に問われた者の社会復帰を支援し、誰もが地域の一員として包摂される社会の実現を目指すという理念が明確に打ち出されている。条例に対しては「必要性、適法性、有効性、効率性、公平性」が評価として挙げられる。
奈良県の更生支援に関する条例は令和 2 年 4 月施行されて、県直轄の財団法人が実際に矯正施設を退所した者を支援して 2 年経過した。当センターのセンター長が社会教育の講師陣に一人として参加している。着実に技能や対人関係の形成が行われているといえる。

一方、当センターが関わる罪に問われた障害・高齢者等への福祉制度利用等の相談支援において、条例があることで行政の協力が得られやすい。さらに、条例ができたことで、自治体の取組の推進、市町村の取組（定着との連携）、行政間の連携や人権意識が高まっているといえる。また、センターとしても支援の根拠として伝えることができ、窓口での申請関係もスムーズである。

5. ICTを活用した業務効率化

●実態

- ・定着支援センターは、個々の職員が支援に出向くことが多く、事務所を不在にすることが多い。そのため、職員同士が顔を合わせての情報共有がしづらい。
- ・県内全域が支援対象地域のため、移動時間が多く、事務作業の時間がとりづらい。
- ・被疑者等支援業務を含む入口段階の支援は、出口支援に比べ、迅速な対応が求められる。

●ライトプラスの機能

- ・全国共通のフォーマットによる対象者支援統計の記録
- ・年1回実施の「地域生活定着促進事業実施状況調べ」（厚生労働省への年度実績報告）に係る実績数値の速やかな出力
- ・対象者支援統計データを反映したフェイスシートの速やかな出力 …etc.

●導入のメリット

- ・「地域生活定着促進事業実施状況調べ」の数値算出に係る時間と労力を大幅に削減することができる。
- ・対象者支援統計データとフェイスシートが紐づくことで、フェイスシート作成に要する時間と労力を大幅に削減することができる。
- ・対象者情報の引継ぎが紙媒体に比べて容易であり、異動を含む職員間の申し送りが従来と比べて円滑にできる。

●導入のための事前準備

- ・高度な個人情報を取り扱うため、全定協として「セキュリティポリシー」を整備し、アカウント管理、使用デバイスの要件といったソフト・ハード両面のルールを定めた。
- ・当法人会員の定着支援センター向けに、実地・オンラインでの説明会を地域別ブロックごとに開催。
- ・各センターにおいて、ライトプラス導入について都道府県主管課と協議し、合意の元での導入を前提とする。
→ 当該協議では当法人が令和3年度の社会福祉推進事業で作成した「統計管理アプリ「Raito Plus」導入の手引き」を活用。

●ライトプラスを先行導入したトライアルセンターの声

- ・「これまで独自の方法で統計管理をしていたが、これらのデータもライトプラスに移行させた上で、まずは「地域生活定着促進事業実施状況調べ」等に活用していきたい」etc.
- ・地域別ブロックごとに行った説明会では、トライアルセンターではない定着支援センターからも多数の参加があり、ライトプラスに対する期待の高さがうかがえた。
- ・トライアルセンターからは、ライトプラスを活用して業務効率化を推し進めるため、使用感や様々な改善ニーズが開発チームに対して上げられ、現場の実態に即したアプリに仕上げることができた。

使用している ICT の紹介

Microsoft One Drive

神奈川

Microsoft One Drive で、データをクラウド保存することで出先・移動中でも作業ができ、執務時間の効果的な活用につながっている。

Microsoft Teams

福井

弁護士との会議に Zoom や Teams を活用することで、移動時間が削減されている。対外的な会議だけでなく定着職員間の情報共有にも活用している。

京都

弁護士との打ち合わせの際に Zoom を使用することで、処分決定までの期間が短い中でも時間を有効に活用して業務を円滑に進めることができている。

大阪

Teams や zoom を用いた会議を試行するなど段階的に ICT の導入を進めている。

Microsoft Sharepoint

長崎

Sharepoint にデータを保存することで、テレワークが可能となった。また、移動中に記録を作成することができ、執務時間の有効活用にもつながっている。紙媒体の資料の保管・申し送りによる紛失のリスクを低減できている。Zoom や Teams を対外的な会議に活用しているほか、職員間の情報共有や内部の会議にも積極的に活用している。

その他

滋賀

LINEWorks にて電話連絡を周知するテンプレートを作成し、所外にいる職員にもスムーズに連絡をとれるようにしている。被疑者等支援業務や入口支援は時間との勝負なので、ビデオ通話機能を活用して、所外にいる職員とも顔を見ながら話をし、情報が視覚的かつ確実に届くよう工夫している。

鳥取

職員全員のスケジュールを Google カレンダーに共有し、所内の事務的な調整だけでなく、実際の支援の面接調整等にも活用している。

資料①

福井県地域生活定着支援センター行

FAX番号 : 0776-28-1127

(注) 個人情報の為、必ず事前に電話 (0776-28-1126) してから送信して下さい

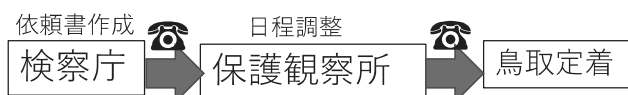
情報提供メモ
(被疑者・被告人支援用)

弁護人の基本事項	
依頼日	令和 年 月 日 ()
弁護士名	
事務所名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

本人の基本事項 (※印部分は任意)			
氏名 (ふりがな)	性別	生年月日	年齢
(ふりがな)		年 月 日生	歳
住民票地			
上記と異なる場合の居住地			
本籍地			
逮捕年月日	令和 年 月 日 ()		
罪名			
勾留場所			
被疑事実 ・ 公訴事実の概要			
罪の認否	☐ 認めている ☐ 一部否認している ☐ 否認している		
(起訴後の場合) 起訴年月日	令和 年 月 日		
(公判が決まっている場合) 次回公判期日時	令和 年 月 日 () : ~ () 裁判所		

※前科・前歴の有無	☐ 有 ☐ 無	※服役経験の有無	☐ 有 ☐ 無
※前科・前歴の内容			
センター支援について本人の同意	☐ 理解した上で同意あり	☐ 理解の程度は不明も同意あり	
	☐ 同意の意思不明	☐ その他	
	(具体的に：)		
意思疎通の状況	☐ しっかりできている	☐ ある程度会話は可能	
	☐ 話が通じない	☐ その他	
	(具体的に：)		
健康状態 ・ 障がいの内容			
※手帳の有無・等級	☐ 有（種類： 等級： ） ☐ 無		
※医療・投薬状況等			
※通院先（かかりつけ医）			
※障がい・介護等のサービス利用歴			
※家族構成			
※親族との関係			
※収入			
※所持金			
※その他（特記事項）			
センターに依頼したい事			

これからの入り口支援を 『被疑者等支援業務』にするための依頼ルート 身柄事件and高齢者・障がい者（疑い含む）and更生緊急保護が必要な者



担当者：
 検察庁
 （〇〇統括←不在時、事件担当検察官と事務官）
 保護観察所
 （①〇〇保護観察官、②〇〇保護観察官）
 鳥取定着
 （①〇〇相談員、②予定の空いている相談員）

鳥取式三者協議

- 事件毎に適宜開催。
- 中西部の案件も扱う。
- 開催場所は原則、保護観察所。
- 司会進行は定着。

（見立て、支援方針決定）

- ・一般的な更生緊急保護か？
- ・更生緊急保護+福祉サービス調整か？

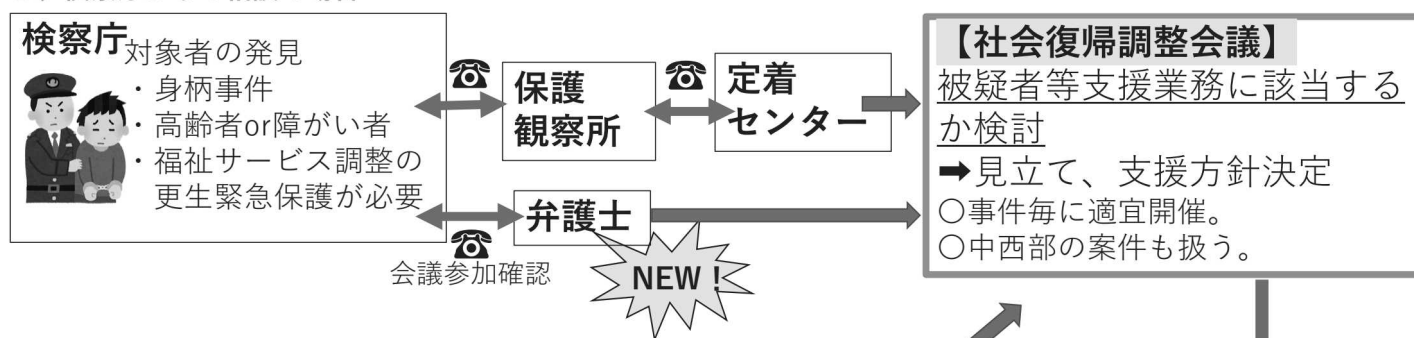
後者の場合に、定着支援センターの『被疑者等支援業務』として動いていく。

（補足：事務手続き）

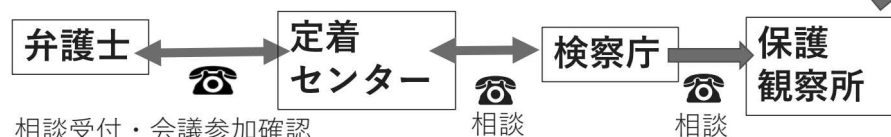
- ・支援協力等依頼書 保護観察所→定着
- ・福祉サービス等調整計画通知書（被疑者等） 定着→保護観察所
- ・支援経過報告書 定着→保護観察所

被疑者等支援業務における社会復帰調整会議開催スキーム図（R4年度版）

1、検察庁からの相談の場合



2、弁護士から定着支援センターに直接相談があった場合



被疑者等支援業務と判断した場合

- 保護観察所・定着が本人面接
→面接後の二者協議。
→検察庁、弁護士への情報共有。
- 実際の支援へ

R4年度～の目標：弁護士等との連携。
 三者協議は、鳥取バージョンの「社会復帰調整会議」に改新！

犯罪や非行からの再出発を支える

地域の力

The power of community



更生保護キャラクター 鹿兒島県
ホッペンとツン

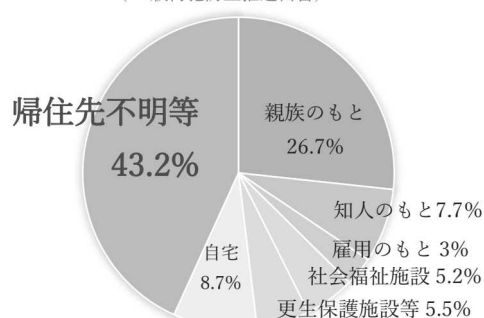
ご存知ですか？

罪を償い再出発しようとしても、様々な困難が待ち受けているということを。

その困難のひとつが「**生活場所（住居）**」の確保なんです！

令和2年満期釈放者の帰住先の構成比

(R3版再犯防止推進白書)



わっぜか！



刑務所満期出所者のうち
約4割が、適当な帰住先
が確保されないまま刑務
所を出所しちよっど…

短期間で再犯の可能性!?

適当な帰住先が確保されないま
ま出所した者は、帰住先が確保さ
れた者と比較して、再犯に至るま
での期間は短いとされています。

ここがポイントじゃっど！

自立のための**一時的な宿泊場所**の確保!!



安全・安心な地域を作るためには、罪を償い再出発しようとしている人たちを地域で支える「**更生保護**」が重要です。彼ら・彼女らが、支援を受けられずに再犯や再非行を重ねることがないように、様々な立場から見守り、更生を支援する「**更生保護ボランティア**」の活動にご理解をいただき、力をお貸し下さい。

【更生保護とは】

更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。社会の中での立ち直りを助けるためには、地域の方々から、更生保護に対する理解と協力を得ることが必要不可欠です。これは犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい社会づくりを目指すことにもつながります。地域社会の一人ひとりが手と手を結び、心と心を通わせる更生保護のネットワークは、皆さんの温かいまなざしから始まります。

【更生保護ボランティア】

保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設、自立準備ホームなどがあります。

自立準備ホームに登録しませんか？

【自立準備ホーム】

平成23年度から、保護観察所長が、あらかじめ登録された NPO 法人、社会福祉法人等に対し、刑務所出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施しており、この宿泊場所を「**自立準備ホーム**」と呼んでいます。自立準備ホームは、刑務所・少年院などを出所（院）した後、帰る家のない人が、自立できるまでの間、一時的に住むことのできる民間の施設です。



自立準備ホームの特徴

1. NPO法人、社会福祉法人などが、それぞれの特徴を生かして自立に向けた生活指導などを行うもので、施設や居室もさまざまな形があります。
2. 施設の規則（門限、禁酒、掃除当番など）に従って生活し、仕事や貯金をして自立を目指してもらいます。職員の指導や助言を受けながら、自立に向けた準備を進めます。
3. 自立に向けた日々の生活指導のほか、全体集会やいろいろな講習が行われる施設もあります。例えば、飲酒による害や薬物を使用することによる害に関する教育や社会適応のための訓練など、安定した社会生活を送る上で必要な知識や能力を身に付けてもらうものです。

自立準備ホームの登録先として、社会福祉法人等が求められる理由

【高齢者・障害のある者等への支援の重要性】

- Point1 出所後2年以内再入率は全年代の中で高齢者が最も高い
- Point2 出所後5年以内に再入所した高齢者のうち、出所後6か月未満という極めて短期間で再入所した者が約4割
- Point3 知的障害のある受刑者も再犯までの期間が全般的に短い傾向



きばっと!!



高齢・障害に関する専門的知識や福祉サービスとの連携などが必要です！

更生保護制度や自立準備ホームの登録に興味をお持ちの機関・団体の方々、下記の保護観察所へ連絡ください。

連絡お待ちしております。



【お問い合わせ先】

鹿児島保護観察所社会復帰対策班

〒892-0816 鹿児島市山下町13番21号鹿児島合同庁舎3階

TEL：099-226-1556

資料④

理念

地域で支えあい
社会との絆を取り戻す

業務の原則

- 対象者に対して、常に懇切で誠意ある態度で接することを心がけ、その意志や主体性を最大限尊重します。
- 対象者に対する支援は、本人の心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、本人のニーズ、活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえて行います。
- 業務の遂行にあたっては、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用ができるよう配慮します。
- 犯罪歴等の対象者の情報は厳重に取り扱うとともに、プライバシーに十分配慮し、個人情報の保護の徹底に努めます。
- 業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけます。

業務時間

月～金曜日 8:30～17:00

※ 祝祭日、年末年始は休み

連絡先

〒918-8503
福井県福井市和田中町舟橋7番地1
福井県済生会病院 東館 1F

電話 0776-28-1126
ファックス 0776-28-1127

Eメール
tsc@fukui.saiseikai.or.jp
ホームページ
https://www.fukui-saiseikai.com/retention_support/



▲詳しくはコチラ



交通アクセス

JR 福井駅からタクシーで 約15分
JR福井駅前市バス（のりばより）約15分
済生会病院バス下車後すぐ
北陸自動車道 福井ICから車で約5分

苦情窓口

当事業所における苦情・ご質問に関しましては上記の連絡先に受付・対応させて頂いております。



新しい生活の
お手伝い
**福井県
地域生活定着
支援センター**

福井県委託事業

社会福祉法人 福井県済生会支部 福井県済生会
福井県地域生活定着支援センター

役割

現在、罪を犯した高齢者や障がいのある方が矯正施設等を退所後、福祉サービスや住居、収入の確保等が必要になっても、必要な支援を受けられず、地域で生活ができないために再び罪を犯すケースが多くなっています。

地域生活定着支援センターは、保護観察所と協働して、矯正施設等から地域へ帰る、罪を犯した高齢者や障がいのある方で、自立した生活を送ることが困難な方々に対し、福祉サービス等へ繋ぐ支援を行い、再び罪を犯すことなく地域で生活できるよう支援を行っています。

社会復帰の支援 → 再犯防止

対象者

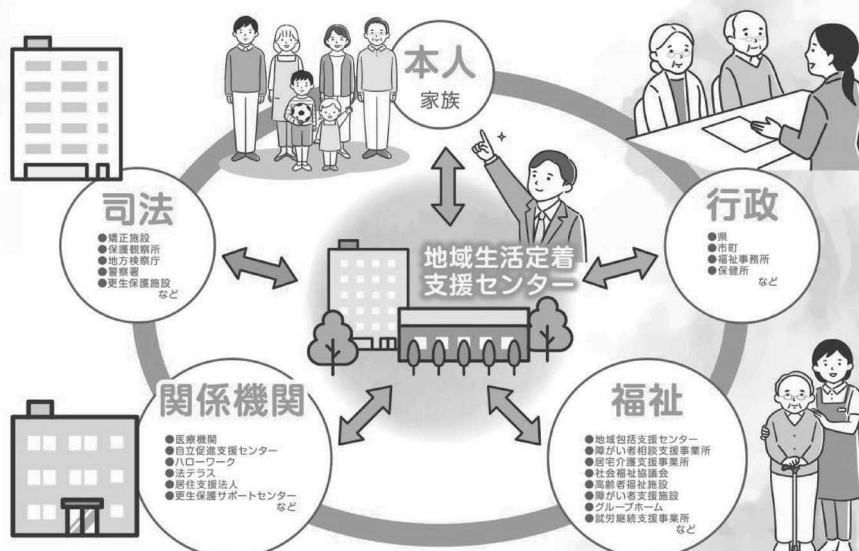
矯正施設等を退所した、または退所する方で、高齢（65歳以上）または障がいのために自立した生活を送ることが困難な方。その他、福祉的な支援を必要とされる方。



高齢者



障がい者



業務内容

●コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所中から対象者の福祉サービスや生活に関するニーズの確認を行い、退所後の受け入れ施設等のあっせんや福祉サービス等に関する申請支援を行います。

●フォローアップ業務

コーディネート業務でのあっせんにより、矯正施設から退所後、対象者を支援している福祉サービス事業所等に対して必要な助言等を行います。

●相談支援業務

矯正施設から退所した方の福祉サービスの利用や生活に関して、対象者またはその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行います。

●被疑者等支援業務

保護観察所からの依頼に基づき、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢又は障がいにより自立した生活を営むことが困難な者に対し、勾留中から対象者の福祉サービスや生活に関するニーズの確認を行い、釈放後の受け入れ施設等の調整や福祉サービス等に関する手続きの支援等を行います。

資料⑥

活動指針

- 本人の主体性を尊重した誠意ある態度で接します。
- 本人のニーズに沿った福祉サービス等の調整を行います。
- 本人の地域移行が円滑に出来るよう関係機関とのネットワーク構築に努めます。
- 個人情報の取り扱いには万全の注意を払います。
- 地域の理解を得られるよう普及啓発活動を行います。



ひ ととひと
つ なげることに
じ しんあり

徳島定額マスク
デザイン

徳島県地域生活定着支援センター

【委託】社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団

〒770-0943 徳島市中徳和1丁目2番地
(徳島県立総合福祉センター内)

TEL 088-611-0220 FAX 088-624-0332

●開 所 日/月～金曜日(祝日・年末年始除く)

●開所時間/8:30～17:15

利用者や関係者の
プライバシーは厳守します

徳島県地域生活定着支援センターは、
徳島県の家計を支援する施設として、
個人情報の取り扱いについては
「個人情報保護法」に基づき
適正に保護・管理します。



司法と福祉の架け橋

徳島県地域生活定着支援センター

地域生活定着支援センターとは

社会には、本来福祉サービスが必要であるにもかかわらず、見過ごされてきた高齢者や障がい者が多くあり、その中には、生活困窮などを理由に事件を起こし、矯正施設で受刑する方も少なくありません。

また、出所後には、帰住先もなく、自力で必要な福祉サービスにたどり着けないことから、再犯によって、刑務所へ戻るケースも多くなっています。

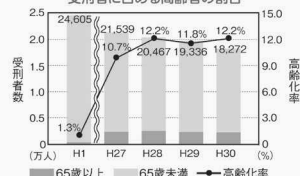
そこで、厚生労働省は、2009年度から高齢や障がいにより福祉的な支援を必要とする出所者のために、帰住先の調整や必要な福祉サービスの手続き等を行う「地域生活定着支援センター」を全国に設置し、保護観察所と協働して対象者の支援業務にあたっています。

データで見る高齢者・障がい者と犯罪

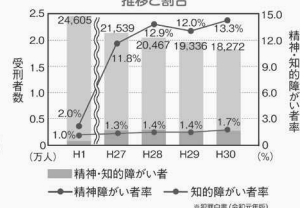
受刑者数は年々減少傾向にあるものの、そこに占める高齢者の割合は高まっています。
また、受刑者のうち、精神・知的障がいを有する方は全体の約15%、そのうち、知的障がいの診断を受けている方は2%程度となっています。



受刑者数の推移(65歳以上/65歳未満)と受刑者に占める高齢者の割合



精神・知的障がいを有する受刑者数の推移と割合



支援の対象となる方

- (1) 高齢(概ね65歳以上)、又は身体・知的・精神に障がいがあると認められること
- (2) 矯正施設出所後の適切な住居がないこと
- (3) 矯正施設出所後に自立生活を営む上で、福祉サービスを受けることが必要であること
- (4) 保護観察所長に支援の対象となることが認められていること
- (5) 地域生活定着支援センターの支援を本人が希望していること
- (6) 個人情報の提供について本人が同意していること

支援の内容

- 福祉的な支援を必要とする高齢または障がい者(疑いを含む)への支援を行います。
- (1) 出所後の居住地を調整する支援(コーディネート)、その後の定着支援(フォローアップ)
 - (2) 出所者等への福祉サービス等についての相談支援
 - (3) 地域のネットワーク構築と連携促進、情報発信



支援のプロセス

対象者入所中

コーディネート業務

- ステップ①**
- ◇対象者と面接
 - ◇福祉サービスの検討・調整(居住先確保・医療保険・所得保障等)
- ステップ②**
- ◇援護実施市町村と調整
- ステップ③**
- ◇関係機関「合同支援会議」
- ステップ④**
- ◇受入先機関と対象者との面接

対象者出所後

フォローアップ業務

- ステップ⑤**
- ◇矯正施設退所、出迎え
 - ◇必要な諸手続き
- ステップ⑥**
- ◇本人・受入先機関へのモニタリング(電話及び定期訪問)

相談支援業務

- ステップ⑦**
- ◇本人・関係機関からの相談に応じる

更生へ「つながる、つなげる、つなぎなおす」 その人らしい安心した生活の実現を奈良から

あしかプロジェクト

資料⑦

- ◆コアメンバー同士の日常からの連携
- ◆月例会(事例検討)開催
- ◆研修会(年二回/関係 関の皆さまと
共にグループワーク等)開催

あ:新しい し:社会資源(同士)の か:関わりについて考える

奈良県内において罪に問われた人が、心身共に安定して生活し、生きがいに出会い、その事で再犯へ至ることが無い居場所。罪に問われた人がその想いを抱いた時に、断ることなく支援を提供できる環境があることを目指して、プロジェクトは2020年秋にスタート。

まずはその人と「つながる」ことです。つながる為には、断らないことが必要です。そして、その人らしい安心した生活が実現できる居場所へ「つなげる」。つながった居場所でその環境になじめない人も出てきます。そんな時は新しい資源に「つなぎなおす」。そんな大きな受け皿のような存在を目指して奈良県地域生活定着支援センター、弁護士会、ワンネス財団、罪に問われた人の受け入れ施設・企業などがコアメンバーとして参画し、学びだけではなく実践の伴う連携を重視して活動しています。



(写真)年二回は、奈良保護観察所、奈良少年院、県・市社会福祉協議会など関係 関の皆さまをゲストにお迎えして、研修会を実施。事例検討、グループワークをを行い共通通語を増やしていく場を創っています。

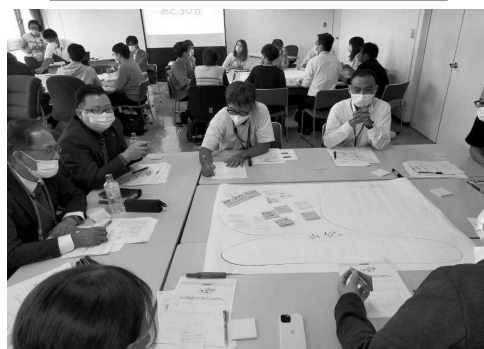
研修の様子



☞70歳(男性)。出所後、1か月で、最初の帰住先(自立準備ホーム)を出て、一人暮らしをしたいと思います。本人は「元気で介護が不要。保証人はいない。自分で好きに生きたい」という。しかし、金銭面で不安も多い。どのような支援が考えられるか、グループワークと意見交換をしました。



●参加者
法テラス、自立準備ホーム、グループホーム、奈良市基幹相談支援センター、県担当課、社協、罪に問われた人を受けて入れ事業所、就労支援事業所、弁護士、定着支援センター
●オブザーバー参加:
奈良保護観察所、奈良地方検察庁



この日は、東北の福島大学の刑事政策を学んでいるゼミの学生15名が「あしかプロジェクト」の見学にこられ、グループワークに参加されました。

あ：新しい
し：社会資源(同士)の
か：関わりについて考える

資料⑧

あしかプロジェクト 第4回研修会

令和4年9月30日(金) 午後1時15分～午後4時45分
奈良地方法務合同庁舎 4階 大会議室 (奈良市登大路町1-4)

奈良県内において触法者、刑事施設出所者が、心身共に安定した生活をおくり、生きがいに出会い、再犯へ至ることが無い環境をつくりたい。その環境を必要とする方が手を伸ばした時、断ることなく支援を提供したい。

あしかプロジェクトは、このような思いを持つ様々な団体や個人が、ひとつの大きな受け皿を作っていくことを目的として、令和2年冬から活動を開始しました。事例発表を通じて更なる連携強化の考えを交わしあう月例会を中心に、メンバーそれぞれが互いの活動、強みを知り、断らない支援の実践を積み重ねています。年に2度開催する研修会は、実践事例を皆さまと分かち合い、更に良いものにしていくための検討をする場です。



(主な内容)

- ・プロジェクト趣旨説明
- ・参画団体の連携事例発表
- ・事例を用いたグループワーク
- ・意見交換/質疑応答 など

※ 駐車スペース等の都合上、お車の場合は近隣のコインパーキングなどご利用頂きますよう、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響で会場使用が出来なくなる場合は、リモート開催など代替の対応をいたします。(変更は決定しだい速やかにご連絡申し上げます。)

(お問い合わせ)あしかプロジェクト事務局
一般財団法人ワンネスグループ 共同代表 伊藤宏基
携帯電話 090-3385-8713

令和 4 年度 厚生労働省 社会福祉推進事業

地域生活定着支援センターにおける
多機関連携による被疑者等支援業務等の促進に向けた、
ICT を活用した支援の効率化と地域の特色を活かした
創出・強化に関する調査研究事業

『被疑者等支援業務』のすゝめ

編集・責任者 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
代表理事 高原 伸幸
〒854-0001
長崎県諫早市福田町 357-1
TEL 0957-23-1332

発行日 令和 5 年 3 月 31 日
印刷所 株式会社ジーエークレアス
キンコーズ アミュプラザ長崎店

